

都市計画

課

三六

三六

示

○県指定統計調査の指定を受けた ○埼玉県知事の所轄に属する学校 ものとみなすことに係る告示 法人の行うことのできる収益事 計 三

○財務会計・旅費システム用パー に関する入札公告 ソナルコンピュータ等の賃貸借

(総務事務センター)

 \equiv

術者の辞退の届出

○政府調達に関する協定が適用さ に必要な資格等に関する告示 係る一般競争入札に参加する者 れる建設工事の請負等の契約に

)埼玉県環境影響評価技術指針の 部を改正する告示 (入札審査課)

Ŧi.

○生活保護法及び中国残留邦人等 国後の自立の支援に関する法律 による医療機関及び施術者の指 の円滑な帰国の促進及び永住帰 (温暖化対策課)

> ○生活保護法及び中国残留邦人等 定 (社会福祉課)

国後の自立の支援に関する法律 による指定医療機関の変更の届 円滑な帰国の促進及び永住帰

○生活保護法及び中国残留邦人等

国後の自立の支援に関する法律 の円滑な帰国の促進及び永住帰 による指定医療機関及び指定施

○生活保護法及び中国残留邦人等 による指定医療機関の廃止の届 国後の自立の支援に関する法律 の円滑な帰国の促進及び永住帰

○生活保護法及び中国残留邦人等 国後の自立の支援に関する法律 の円滑な帰国の促進及び永住帰

六

○生活保護法及び中国残留邦人等 による介護機関の指定 <u>-</u> <u>-</u>

<u>一</u> 三

兀 ○平成二十

○平成二十 定の実施 年度随時実施技能検

○種足野通川 土地改良区の役員就

三四

○種足野通川 土地改良区の役員退 (加須農林) 三五 三五.

<u>Б</u>.

任届

任届

○測量法に基づく公共測量の終了 用 地 課 三 五

更

○廃川敷地等の公示(一級河川黒 河川砂防課) 三六 三五.

五.

目川

0

○廃川敷地等の公示(一級河川新)経営規模等評価の申請及び総合 三六

評定値の請求の時期及び方法等

に関する告示

(建設業課)

三六一〇県道吹上停車場線の供用

0)

け開始

兀

○県道保谷志木線の

河岸川

出 による指定介護機関の廃止の届 国後の自立の支援に関する法律

四

部を改正する告示

○里親取扱規程の一部を改正する 建物及び附帯施設等の売 (こども安全課) <u>一</u> 五

開始

(さいたま県土)

三七

○県道吉場安行東京線の区域の変

更

三七

○県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の

(開発指導課)

三六

○土地、

払いに関する入札公告 (勤労者福祉課) \equiv

一年度前期技能検定の (産業人材育成課) <u>=</u>

実施

始

○県道越谷鳩ヶ谷線の区域の変更

○県道吉場安行東京線の供用の開 三八

三八

三九

霞県 <u>±</u> 三九

"

○県道ふじみ野朝霞線の供用の開

○県道保谷志木線の区域の 変更

は、供用 開始 兀

○県道ふじみ野朝霞線の区域の変 朝 三九

四〇

○県道越谷鳩ヶ谷線の供用の開始

○県道朝霞蕨線の区域の変更

○県道朝霞蕨線の供用の開始

兀

県 報 埼 玉 平成21年3月31日(火曜日) 号外第9号 ○一般国道 ○一般国道 ○県道熊谷寄居 ○県道広木折 ○開発行為に関する工事完了公告 ○県道高坂上唐子線の区域の決定 ○県道行田東松山線の区域の決定 ○県道青梅飯 ○県道青梅飯 ○県道青梅秩父線の区域の変更 ○県道鴻巣桶川 ○県道熊谷寄居線の区域の変更 ○県道熊谷寄居線の供用の ○県道さいたまふじみ野所沢線の 変更 の開始 区域の変更 般国道四百七号の区域の変更 一百五十四号の供用の 一百五十四号の区域の 原 能 能 さいたま線の供用 線の区域の変更 線の区域の変更 線の供用の開始 線の区域の変更 (東松山県土) Ш 宨 越県 谷県 能県 本 県 開始 土 <u>±</u> 土 <u>±</u> 四七 四八 四七 四六 四六 四 五 四 五 四 五 四四四 四 四 四四四 四三 四三 四 四二 四 四七 ○政治資金規正法に基づく政治団 ○県道下早見菖蒲線の区域の変更 ○一般国道二百五十四号の区域の ○政治資金規正法に基づく資金管 ○政治資金規正法に基づく政治団 ○政治資金規 ○駐車監視員資格者講習の実施 ○県道蓮田 ○県道川 ○一般国道 ○政治資金規正法に基づく資金管 ○県道吉場安行東京線の区域の変 ○県道葛飾吉川 ○県道本庄 ○県道中瀬普済寺線の供用の開始 開始 変更 理団体の指定 体の設立 更 体の解散届出及び収支報告書の 体の届出事項の異動 始 口草加線の区域の変更 杉戸 妻沼線の 一百五十四号の供用の 正法に基づく政治団 松伏線の供用の開 線の区域の変更 杉 越 (交通指導課) 供用の開始 戸県土 谷県土) 谷 管 県 委 土 四九 四八 五 四九 四九 六〇 五六 五四 五四 <u>Fi.</u> Ŧi. <u>五</u> Б. Ŧi. Ŧi. の行うことのできる収益事業の種類につ り、 事業の種類を次のように定め き、学校法人 第 ○政治資金規正法に基づく資金管 いて)は、平成二十一年三月三十 法人を含む。)の行うことのできる収益 七十号)第二十六条第二項の規定に基づ 埼玉県告示第四百七十七号 年四月一日から施行する。 理団体 いう。) 平成十二年埼玉県告示第千六百四十四 私立学校法 理団体の届出事項の異動 れる事業を除く。 ものでなければならない て、次の各号のいずれにも該当しない の一部として又はこれに付随して行わ 校法人の行うことのできる収益事業 定により埼玉県知事の所轄に属する学 (埼玉県知事の所轄に属する学校法人 (当該学校法人の設置する学校の教育 廃止する。 平成二十一年三月三十一日 私立学校法第二十六条第 埼玉県知事 は、第二に掲げるものであっ 指定の取消し (同法第六十四条第四項の (昭和二十四年法律第) 以下 管 「収益事業 田 委 平成 清 一項の規 日限 六一 六〇 司 <u>一</u>十 言 بح 第二 訂正 げるものとする 分類 兀 几 十五号)に定めるもののうち、 Ŧi. ない方法によって経営されるもの 亦 収益事業の種類は、 建設業 (平成二十一年総務省告示第百七

○埼玉県公安委員会規則第2号中 地 域

六一

正

って経営されるもの 営業及びこれらに類似する方法によ 項及び第三項を除く。) に規定する 律第百二十二号) 化等に関する法律 風俗営業等の規制及び業務の適正 経営が投機的に行われるも 第二条各項 (昭和) 一十三年法

六 その他学校法人としてふさわしく 三 規模が当該学校法人の設置する学 るもの 育に支障のあるもの 校の状態に照らして不適当なもの 自己の名義をもって他人に行わせ 当該学校法人の設置する学校の教

農業、

日本標準産業

鉱業、 採石業、 砂利採取業

Ŧi. のを除く。 製造業(「武器製造業」に関するも

電気・ガス・熱供給・水道業

情報通信業

九 卸売業、小売業 運輸業、郵便業

険サービス業」に関するものに限 保険業(「保険媒介代理業」及び「保

買業」に関するものを除く。)、物品 不動産業(「建物売買業、土地売

十二 学術研究、 専門・技術サービス

亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バ 関するものを除く。) 宿泊業、 キャバレー、ナイトクラブ」に 飲食サービス業(「料

十 五 (「遊戯場」に関するものを除く。) 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業

医療、 福祉

サービス業 複合サービス事業 (他に分類されない

第三 収益事業の種類を寄附行為に記載 する場合には、 日本標準産業分類の名

埼玉県告示第四百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

般競争入札に付する。

する。 称を例として具体的に記載するものと

埼玉県告示第四百七十八号

号(埼玉県指定統計調査の指定につい 調査は、次の表のとおりとし、平成二十 り、 県条例第六十号)附則第二項の規定によ 一年四月一日から施行する。 て)は、平成二十一年三月三十一日限り、 定を受けたものとみなされる県指定統計 昭和四十四年埼玉県告示第六百八十九 埼玉県統計調査条例(平成二十年埼玉 同条例第二条第二項の規定により指

平成二十一年三月三十一日

廃止する。

ること。 の適切な運営に資す 明らかにし、県労働行	
内の民間企業に	賃金実態調査
ること。 政の適切な運営に資す	
を明らかにし、県	査 :
の年齢別及び男女別人市町村の町(丁)字別	(丁) 字別人
目的	名称

埼玉県知事 田 清 司

	主実態調査	査	字別	玉県町	名称
	県内の民間企業に働くること。	政の適切な運営に資す口を明らかにし、県行	の年齢別及び男女別人	市町村の町 (丁) 字別	目的
	2				

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

調達内容

(1) 購入等件名及び数量

財務会計・旅費システム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借 | 叫

調達案件の仕様等

2

入札説明書及び仕様書による

履行期間

3

った場合は、 年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があ 平成21年8月1日 (土) から平成25年12月31日 当該契約を解除する。 (火) まで。ただし、平成22

履行場所

(4)

(5) 人札方法 埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札 金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか 認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額 テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送も 免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満 入札書に入力し、又は記載すること。 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

競争人札参加資格

- 者であること 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない
- 品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること 資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な
- (3) 公告日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措 いない者であること。 置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けて
- (4) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力

 $\widehat{\mathbb{H}}$

を受けていない者であること 団排除措置要綱(平成19年 3 月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置

- ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けているこ
- た者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し
- 入札書の提出場所等
- 入札説明書及び仕様書の入手方法
- 入手手順は、次のとおり。 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
- $\widehat{\mathcal{F}}$ 埼玉県ホームページを開く。
- 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する
- Ū 口」を選択する。 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入
- $\widehat{\mathbb{H}}$ 「入札情報公開システム」を選択する
- Œ Œ 調達機関名は「埼玉県」を選択する
- 部局名は「総務部」を選択する
- 課所名は「総務事務センター」を選択する
- 「物品等」を選択する
- 「1 発注情報の検索」を選択する
- 検索ボタンをクリックする。

Û P 9

ダイアログボックスの「OK」を選択する

£

- 本入札案件を選択する
- 紙媒体での入手を希望する場合

下記(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をする

所並びに問い合わせ先 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場

務事務センター文書管理システム担当 木下 俊夫、菊池 -2298(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 #0 埼玉県総務部総 電話048-830

- (3) 入札説明会の場所及び日時
- 場所

ステム管理課分室 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階

日平

平成21年4月7日(火)午後2時

(4) 入札書受付期間

- 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
- 紙媒体の入札書を郵送する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年 5月13日(水)午後 5 時ま 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年 5 月14日(木)午前10時ま

Ÿ 書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

揚所

日平

埼玉県総務部総務事務センタ

平成21年5月14日 (木) 午前11時

なお、開札への立会いは、不要とする

- その街
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 入札保証金及び契約保証金

2

人札保証金

免除する 18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は 額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上) を乗じた

契約保証金

場合は、免除する。 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(添付書類を含む。)を次のいずれかの方法で平成21年4月17日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

r 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合 同システムから確認申請を行うこと。ただし、添付

同システムから確認申請を行うこと。ただし、添付書類については、郵送 又は持参による提出を認める。この場合の提出先は上記 3(2)の提出場所と し、郵送による場合は書留郵便によること。

紙媒体の入札書を郵送する場合

上記3⑵の提出場所に、書留郵便により提出すること

上記 3 (2)の提出場所に) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- r この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- 5 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

落札者の決定方法

6)

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

浦

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

Summary

(1) Nature of Services Required

Lease of notebook personal computer equipments for the Financial Accounting and Travel Expense Systems.

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 10:00 a.m., May 14, 2009 By registered mail:5:00 p.m., May 13, 2009

(3) Contact Information :

Computerized Administration Center(Document Management System), General Affairs Department, Saitama Prefectural Government Takasago 3–15–1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330–9301 Tel. 048–830–2298

埼玉県告示第四百八十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規第十六号)第百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適定に基づき、政府調達に関する協定が適定に基づき、政府調達に関する協定が適定に基づき、政府調達に関する協定が適定に基づき、政府調達に関する協定が適定に基づき、政府調達に関する協定が適定に基づき、政府調達に関する協定が適定に基づき、政府制度において県が締結する契約が、対域を対象が、対象が、対域を対象が、対域を対象が対象が、対域を対象が対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域は対域に対象が、対域に対象が、対域に対象が、対象の対象が、対域に対する対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が対象が、対域を対象が、対域を対象が対象が、対域を対象が対象が、対域を対象が、対域を対象が対象が、対域を対象が対象が、対域を対域を対象が、対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対象が、対域を対象が、対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象が、対域を対象

埼玉県知事 上 田 清平成二十一年三月三十一日

司

一般競争入札に参加する者に必要な

とする。 とする。

二 認定を受けることができない者

イ 地方自治法施行令第百六十七条のを受けることができない。 次のいずれかに該当する者は、認定

ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成六年埼玉県告示第千百八号)第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

はている期間がある者
「一人札公告日以後入札日までに、埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱
「平成八年四月一日施行。土木部長
「中成八年四月一日施行。土木部長
「中成八年四月一日施行。土木部長
「中成八年四月一日施行。土木部長
「中成八年四月一日施行。土木部長
「中成八年四月一日施行。土木部長
「中成八年四月一日施行。土木部長
「中成八年四月」
「中成八年四月一日施行。土木部長
「中成八年四月」
「中成八年日」
「中成十年日」
「中成八年日」
「中成十年日」
「中成十年日」

玉県建設工事等の契約に係る指名停ホ 入札公告日以後入札日までに、埼

日施行。土木部長決裁)に基づく指 止等の措置要綱(昭和六十年四月一 名停止の措置を受けている期間があ

IJ

暴力団員

- 次のいずれかに該当する者 建設工事の請負契約にあっては
- 許可を受けていない者 百号)第三条第一項の規定による 建設業法 (昭和二十四年法律第
- (2)審査 う。) を受けていない者 条の二十三第一項の規定による経 営に関する客観的事項についての 査基準日とする建設業法第二十七 から一年七月前の日以後の日を審 入札参加資格認定を申請した日 (以下「経営事項審査」とい 三
- ŀ 測量法 る登録を受けていない者 八号)第五十五条第一項の規定によ 建築関連コンサルタント業務の委 測量業務の委託契約にあっては、 (昭和二十四年法律第百八十
- 託契約にあっては、 一十五年法律第二百二号)第二十三 建築士法 (昭和

条第一項の規定による登録を受けて

に認められる場合であって、 じ。)がその事業活動を支配してい 規定する暴力団員をいう。以下同 年法律第七十七号)第二条第六号に 不適格であると認める者 る場合その他暴力団員との関係が特 行為の防止等に関する法律 (平成三 知事が

対象事業が社会

- げる事項について定める。 口 イ 日とする経営事項審査の総合評定値 認定を受けるための要件は、 務実績高又は年間平均売上高 入札参加資格認定を申請した日から 一年七月前の日以後の日を審査基準 年間平均完成工事高、年間平均業 建設工事の請負契約にあっては、 次に掲
- 兀 自己資本額

認定を受けるための要件

認定申請の方法及び資格の有効期間 人札公告において定める。

埼玉県告示第四百八十一号

ついて)の一部を次のように改正し、 平成十一年埼玉県告示第千五百八十八号(埼玉県環境影響評価技術指針の改定に 公布の日から施行する

平成二十一年三月三十一日

埼 玉県知事 上 田 清 司

第 の三一カア・風に次のただし書を加える

ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の

響を合成して最大となる時期、期間又は時間帯とする 環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影

(暴力団員による不当な 第一の三□キ中イイを砂とし、⑦をイイとし、⑦として次のように加える。 予測において、複数の環境影響要因による環境影響を合成した場合

サめ」に改める。 ては、その原因、追加措置その他必要な方針の検討結果を明らかにすることがで は、事後調査の結果及び環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合にあっ 必要な方針を検討する」や「を究明し、追加措置を実施する」に必め、 情勢や経済状況等により遅れる場合には、中間的な時期にも調査を実施するものと よう

整理する
ものとする。

」を

削る 第一の四回中「追加措置の検討」を「追加措置の実施」に、 第一の三口クエただし書中「行う」を「行うめのとする。 評価も合成したものに基づいて行うこと また、 「、追加措置その他

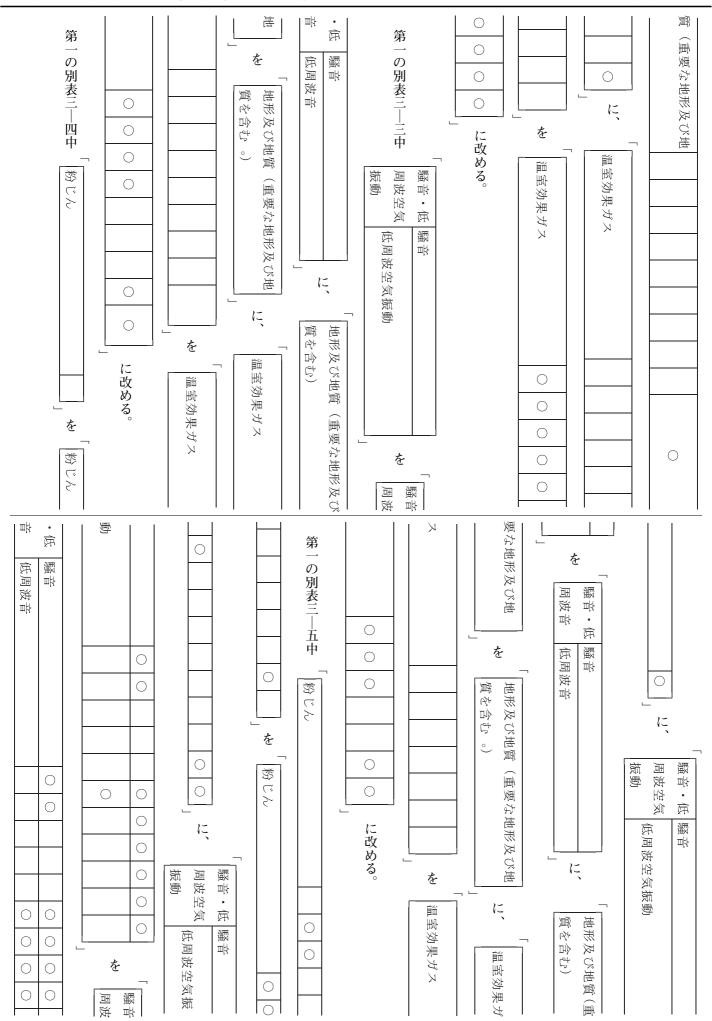
「事業者等

- 号)第2条第3項に規定する温室効果ガスとする 温室効果ガスとは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117
- 律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に規定する特定物質とする オゾン層破壊物質とは、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法

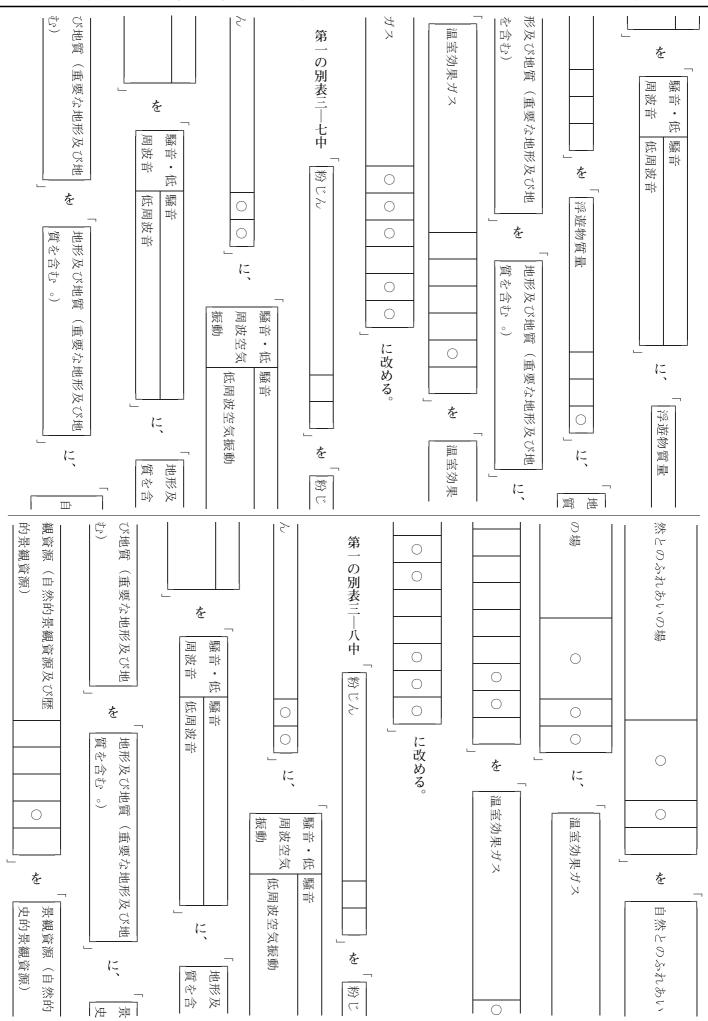
9

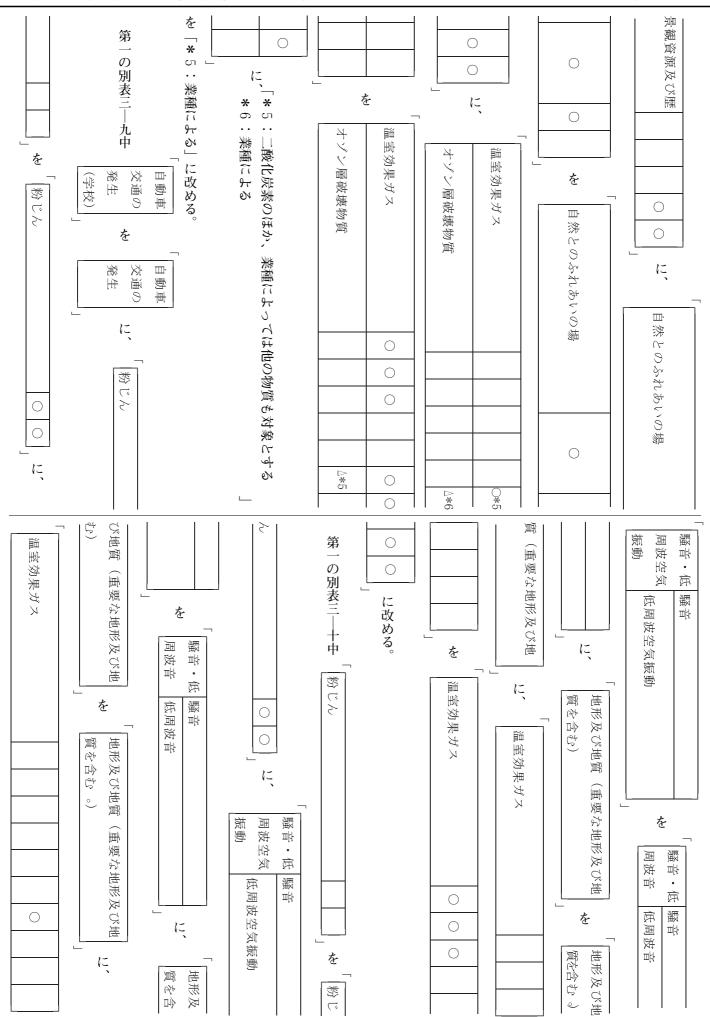
 ∞

		-
別	低周波空気振動 を 周波	や 周波音 低周波音
校則		振動 振動 一
・低 騒音	地形及び地質(重要な地形及び	-
音 低周波音		
		に、 浮遊物質量 〇 〇 〇
地 地形及び地質	質(重要な地形及び地	
質を含む。)		
に、一遍好効用ガス		
_		
を 温室効果ガス	0 0 0	地下水の水質に係る有害
	-	
○○○に改める。		地下水の水質に係る有害を適用
第一の別表三―二中		○ に、 「
を「参じた		
	-	
騒音・低 騒音	O O A*2	
リン 周波空気 低周波空気振動 振動	> * v	地盤沈下
振動振動	○ ○ △*2	地形及び地質(重要な地形及び地 質を含む)
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



平成214	年3月:	3 1 ∃	1(火	(曜日)	١		坩	j	玉	県	Į.	報								号	外算	育9号	클
		0 C	^ *6	○	0					∆*6 ○ ○	∆*6 ○ ○				0))			0	0 0	
		0 0) <u> ○</u> に、「		_ _ [建			<u>-</u>]]	健儿	11		_ *	1	窒素及び燐	浮遊物質量		生物化		数に登り	浮遊物質量	は化学的	生物化等
] を 		地下水の水位及び水脈		健康項目等	その他の生活環境項目	溶存酸素量	水素イオン濃度		健康項目等	その他の生活環境項	溶存酸素量	水素イオン濃度		が隣	質量	は化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量又	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	· · ·	量量	は化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量又
に、「善き形を表	地下水の水位及び水脈		をび水脈			項目					項目							X	-				
阿阿								∆*3					∆*3			0			-		0		
(重要な地形及び					○ △*6	∆ * 6	∆*6	∆*6		0					○ 0*6 ○	∆*6		O		0		0)
	第一の別	6:公共用))	(0*6 0*6		0	ر ادر		眺望景観	史的景観資源)	景観資源	7		資源)	(自然的景)		地形及び地				
	別表三―六中 -	用水域に排水する場合」							温室効果ガス			資源)	(自然的景観資源及び歴				(自然的景観資源及び歴	_	0				
[O]	粉じん)		を一温虫卒里ガス]		ガス				資源及び歴	-				_	○ △*2				
羅音·低馬 周波空気 振動		に改める。		¬ •		果 ガス								-	0	○ △*2							
騒音 低周波空気振動			—一酸11.火条、	平5.4.2 1.4.2 1.4.3 1.4.							0		○	-					0		L	を 国	
	を 一 	٦	・ ― 聚	- +	())	-		0					-					に、	平		質を含む。)	地形及び地質
	粉じん		-	¬ }) 			0					_		を		眺望景観	史的景観	景観資源			(重要な





を 温室効果ガス 〇 〇 〇 〇	振動 を 周波音 低周波音 近周波音
○ ○ に改める。	地形及び地質(重要な地形及び地 地形及び地質(重要な地形及び地
第一の別表三―十一中 「	質を含む) 質を含む。)
「 Manage Mana	い、 温室効果ガス - 温室効果ガス
騒音·低 騒音	
を周波音 低周波音 で質を	第一の別表四に次のように加える。
	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 希少野生動植物保護区
及び地質(重要な地形及び地 ・ 地形及び地質(重要な地形及び地)	項の欄に次のように加える。第一の別表五環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項の項配慮事
	第一の別長に環境への最大演奏編に銘めぬいた。
	欄中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。
	4 温室効果ガスの吸収源整備に努めること。
	中の鉛・炭化水素の運角強行しなべ」に改める。
- め、「*2:汁フッ化溶粛」を削る。	第二の二中「邱周浹空気振動」を「邱周浹音」に改め、同□イ汀c⑹中「在米鍬
第一の別表三―十二中	道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策について」や「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策について」や「在来鉄道の新設又は大
	第二の四①イ⑤中「臭気指数の算定の方法」を「臭気指数及び臭気排出強度の算
) おの方孫」に改める。
\$3 C \ \	第二の二十二
(灰.男.)	また、事業特性に応じ、工事中において除去する既存工作物中の温室効果

指定医療機関

ガス及びオゾン層破壊物質の法令に基づく回収状況を調査する。

第二の二十三アアに次のように加える。

温室効果ガス吸収源整備による吸収量

同イに次のように加える。 第二の二十三イ中「予湮」を「辨出量の予湮」に、「生産」を「生産等」に改め、

また、吸収量の予測に当たっては、新たに行う植林による二酸化炭素吸

収量の増加分及び森林伐採による二酸化炭素吸収量の減少分を明らかにす

第二の二十三ウ中「及び電力使用計画等」を「、電力使用計画、植林計画、伐採 同じて中「排出抑制等」を「排出抑制、事業地内外での吸収源整

無戦」に改める。

埼玉県告示第四百八十二号

四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十 玉 いて準用する場合を含む。) |の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰 第四十九条 (平成六年法律第三十号) (同法第五十五条にお 第十

> 当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。 五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清

まえの薬	ふ く し ま 歯	おおば歯科医	新 井 歯 科 医	医療法人一九会 ロータス歯科クリニ	すずき歯科医	彩央歯科クリニ	オーリート ブー歯	たなか整形外科クリニ	医療法人千杏会しらみず産婦人科クリニッ	草加脳神経外科クリニ	水野医	メンタルクリニックむさしの	医療法人泰一会 所沢リウマチ・スポーツクリニッ	医療法人社団なおき会 直樹クリニ	名
局	科	院	院	ニック	院	ック	科	ッ ク	ソニック	ッ ク	院	のもり	リニック	ニック	称
有限会社	福島	大場	新井	医療	鈴木	医療法	永野	田中	医療	林	水野	医療	医療	医療法	開
社タウン	щ	***************************************	71	法人	71.	人 社	20	1	法人		7	法人	法人	人 社 団	設
メディカ	俊	亮	邦	九	哲	団 誠 良	和	秀	千 杏		和	弘心	泰一	なおき	者 名
ル	郎	輔	行	会	朗	会	彦	和	会	謙	枝	会	会	会	
川口市東本郷九〇六―	北葛飾郡鷲宮町桜	ふじみ野市緑ケ丘二―三	幸手市戸島三三三	蓮田市東三―七―	富士見市勝瀬一一	鴻巣市中井一一六―五	所沢市緑町二―一	志木市幸町四―三	越谷市上間久里一	草加市栄町二―一―三三	草加市栄町三―九―一九	狭山市入間川二―五	所沢市日吉町九―	川口市榛松一—一	所
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	桜田一—二二	= -= -= -	<u></u>	应	一一六九—		— 三 北		○ <u>H</u>	——————————————————————————————————————	一九	七	九一二二い	<u> </u> <u>Fi.</u>	
		_			_	丸和MCビル一階	―三北村ビル三F			ストーク草加二番館一F		メディカルプラザ三〇二日	せきビル三F		在
	<u> = </u>	_				丸和MCビル一階	村ビル三F			ストーク草加二番館一F		メディカルプラザ三○二号	せきビル三F		在地
平成		一	平成	平成一		階		平成!			平成			平成	
平成二十一名		一	平成二十一年	平成二十一年	一 ア成二十一年	階		平成二十一年						平成二十一年	地
平成二十一年 一日	平成二十一年	一 平成二十一年 三	平成二十一年 二	年	一	階 平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年 三	平成二十一年	平成二十一年	十八年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年 一日	地
平成二十一年 一月		一	平成二十一年 二月	平成二十一年 二月	一	階		平成二十一年 三月 二日						平成二十一年 一月 一	地指定

司

埼玉県告示第四百八十三号

号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の

定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

小島小児科医院

所

在

地

春日部市備後立野一九〇九―三

|春日部市備後東三―一一―五

名

称

変更

事項

変

更

前

変

更

後

埼玉県知事

上

田

清

司

平成二十一年三月三十一日

鳥羽	八 木	篠 原	坂 本	穴澤	岡田	笹岡	新井	関 根	一 条	E	E	指定	薬	け	お	ポープ	ファ	三	あ	の ぞ	あ
愼	義	裕	耕		惠	英	清	隆		1	Z	指定施術者	局	Þ	がわ	プラ	ーマラ	原	じ	み 薬	お
平	行	之		順	子	夫	浩	夫	誠	1]		あ	き	ま	薬	1		さ	局東	そ
大里郡										ſ	È		か	-1-1-	ち	局三	ズ薬局	薬	ί,	狭 山	5
寄居町													は	薬	薬	芳	八潮		薬	ケ 丘	薬
寄居九													ま	局	局	店	店	局	局	店	局
大里郡寄居町寄居九八三―													有限	宮本は	株式	株式	ファ	株	株式	ケ	有限
													会社	本地質コン	会	会	 マ	웇	会	1	会社
													アルフ	ンサル	社 ク	社 日	・ライ	会	社 パ	ズ 株	ロアサ
										月	ŕ		アメ	ルタント	口 	本 ア	ズ株	社	ルオ	式	۲
	株式会	アーク鍼灸	坂	株式会	岡田田	名	吉	関	鈴	名			ディ	株	バ夢	ポ	式	健	ネ	会	調剤
	云社東京左	浴療院カイロブ	本治	社ふれあい	田指圧	倉整	見 接	根整	喜接		施		カル	式会社	薬品	ック	会 社	晴	スト	社	薬局
	株式会社東京在宅サービス	アーク鍼灸治療院カイロプラクティックオフィス	療	株式会社ふれあい在宅マッサージ	整 骨	骨	骨	骨	骨				大里	比企	比企	入間	八潮	朝霞	入間市	所沢市	秩父
			院		院	院	院业	院业	院	称			郡寄居	郡小川	郡小川	入間郡三芳町北	八潮市古新田	朝霞市三原三—	市扇台	市東狭山	秩父市本町
	東京都新宿	吉川市保	上尾市泉台	さいたま市	北葛飾郡栗	児玉郡美里	比企郡吉見	北本市北本	上尾市上	所			大里郡寄居町赤浜九六三—一一	比企郡小川町大塚一一	比企郡小川町大塚三	町北永	田八九四		扇台三—五	山ケ丘	五
				お市緑豆	如果橋町				上尾村一				九六三	八二	三一八	永井八九二—一八	四 	一八	一 七		_
	宿一	四一五	一—一九—七—一○五	0中尾力	伊坂士	町阿那志二七七—六	町大和田七四一	六〇	九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九		術		 	_	八	<u></u>	_			五九——三——〇二	
	五一四	山みのり	七	九六三一	公五四−	七七一	四一	<u>+</u>	一九九—三	在						八				<u>=</u> 	
	1マイク	−二四−五みのりマンション一○七	<u>О</u> <u>Б</u> .	緑区中尾九六三―三―二〇一	橋町伊坂六五四―二―二四街区九	六		人塚マン												<u> </u>	
	ガーデ	ション		$\overline{\bigcirc}$	一四街区			ション													
	凶新宿一─五─四マイクガーデン二○一	〇七			九			三―一六〇―一大塚マンション一〇三													
71:		ਜ਼ਾਂ	ਜ਼:	71:			π:		ਜ਼	地	所		₩	₩	₩	₩	₩	₩	ਹ	₩	75
平成二十一年	平成二十一年	平成二十	平成二十一年	平成二十	平成二十	平成二十一年	平成二十一年	平成二十	平成二十一年	扌			平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十	平成二十一年	平成二十	平成二十一年	平成二十一年	平成二十
年年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	気			工一年	十一年	工 年	十一年	十一年	十一年	工一年	十一年	十一年
月月	<u>一</u> 月	三月	<u>一</u> 月	一月	三月	三月	月	<u>一</u> 月	月				三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
二月二十五日	二月二十五日	三日	十八日	<u>-</u>	十八日	十八日	十四日	十六日	五. 日	, F			二日	一 日	一 目	三日	三日	一 目	三日	三日	一日
	Н	日	日	目	日	日	日	日	日				П	Ц	Ц	口	口	口	П	口	Ц

イ有 タ ク 限 ラ会 薬 局社 所 在 地 一四 春日部市備後六三五― 七—一 春日部市備後東八—四

				_	
木原	宫 田	宫 田	氏	指定施術者	荘レディス
正徳	敏宏	敏宏	名	術者	レディスクリニック 療法人荘仁会
名	名	所	変		名
		在	更事		
称	称	地	項		称
ワイズ川越整骨院	あおぞら整骨院	一八—九—一F東京都足立区千住一—	変更前		婦人科 正会 荘産
鍼灸整骨院すみれ	エム整骨院	 合二―二三― さいたま市中央区下落	変更後		マスクリニック 医療法人荘仁会荘レデ

埼玉県告示第四百八十四号

場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、 の例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する 後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条 (同法第五十五条にお 次のとおり辞退の

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

竹	名
越	
医	
院	称
秩父市上町	所
一六一七	在
	地
平成二	辞
+	退
年一	年
月二十	月
十三日	日

埼玉県告示第四百八十五号

生活保護法

(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規 定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年三月三十 <u>一</u> 目

埼玉県知事

上

 \coprod

清

司

指定医療機関

越谷市 黄田 一 一 一 九	柳名		成	岩	エム				あさ		碓井		大		仁医滤癖
越谷市 黄田 一 一 一 九	Л	歯	瀬	崎		歯		歯、ょ	ひ薬	リ	歯	内	成		ク法
越谷市 黄田 一 一 一 九	医		医	医	ルー			枓	局越公		診		薬		ニ仁
イ と	院称		院	院	吊		院		台店	ク			局	店局	ク会
平 年 年 </td <td>加羽ケ崎二七―一</td> <td>_</td> <td>越谷市蒲生茜町六—一</td> <td>越谷市蒲生旭町一〇—一</td> <td>越谷市瓦曽根三―七―三三</td> <td>越谷市西方三四〇一—九</td> <td>越谷市赤山町二—二三八—四</td> <td><u> </u></td> <td></td> <td>越谷市千間台東六—五</td> <td></td> <td>越谷市袋山一二七六—二</td> <td>越谷市袋山二〇四七—二</td> <td>\bigcirc</td> <td>越谷市大澤三—二一—一一</td>	加羽ケ崎二七―一	_	越谷市蒲生茜町六—一	越谷市蒲生旭町一〇—一	越谷市瓦曽根三―七―三三	越谷市西方三四〇一—九	越谷市赤山町二—二三八—四	<u> </u>		越谷市千間台東六—五		越谷市袋山一二七六—二	越谷市袋山二〇四七—二	\bigcirc	越谷市大澤三—二一—一一
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	地		₩	ज	₩	ज	₩.	₩.	₩	T	1	1	₩		———
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	成一廃	成一	成一	成一	成一	成一	成一	成一	成一	成一	成一	成	成一	成一	成一
1	_	+		_	+				干						干
	- 年														
, 	一月月月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
		四 日	四 日	四日	四 日	四 日	旧日	田日	四日	四日	四日	四日	四日	<u>四</u> 日	四 日

古山歯科	内田歯科医院	真中歯科医院	野中歯科医院	松本歯科医院	花崎歯科	ひまわりクリニック	サンワ歯科クリニック医療法人社団 三進会	藤田歯科	わかみや医院	クリニックアベル内科	クリニック	三共薬局	わかば歯科	ローザ薬局	矯正歯科医院中山小児歯科	島仁生堂越谷	吉武歯科	小島薬局 東越谷店	飯野歯科
- 吉川市関七五五―七七	加須市本町四―一三	加須市中央二—八—二〇	加須市外野二八六	加須市花崎北一―一九―二	加須市花崎北一—一〇—三	桶川市末広二—一二—二〇	二階 一一一五矢島ビル	桶川市若宮二—一—三	桶川市若宮一―七―一五		/ ルーF 桶川市若宮一―二―一六伸光ビ	桶川市鴨川一―一四―一二	川農協ビル三F 桶川市下日出谷四四八―一 桶	越谷市弥十郎五九—二二	ステートビル二〇一 越谷市南越谷四―五―二文化エ	越谷市南越谷——	越谷市南越谷一——一一八		越谷市大澤三四三九—一
平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年
三月十二日	三月 十三日	三月十三日	三月十三日	三月十三日	三月 十三日	三月 十二日	三月十二日	三月十二日	三月十二日	三月十二日	三月七二日	三月 十二日	三月十二日	三月四日	三月四日	三月四日	三月 四日	三月四日	三月四日
<u> </u>	Ц	Ц	Н	Н	Н	Ц	Ц	Н	Ц	Н	Ц	П	Ц	Ц	Ц	Ц	П	Ц	
聖ヨゼフクリニック	日新薬局大原店	おおい内科	坂田医院	高井医院	クリニック	荒井医院	新狭山大橋歯科医院医療法人社団仁明会	柏原内科	あすか薬局 狭山	新狭山林原歯科医院	株式会社門川薬局	有限会社 はら薬品	昭 和 薬 局	新狭山北口クリニック医療法人社団康成会	海堂診療所	ク リ ニ ッ ク狭山台小児科内科	狭山歯科医院	木村歯科医院	松井医院
ッ	新薬局大原	お お 療 法 内	田医	井医	ク リ ニ ッ ク ーモール四F 第二野上デンタル 熊谷市銀座二―一二三 ニット	井医	新狭山大橋歯科医院 一 医療法人社団仁明会 狭山市柏原字北本宿一一五八—	原内	-	新狭山林原歯科医院	入 曽 店 狭山市水野五六七—一一		昭和薬局 狭山市新狭山二一六一五二有限会社光和	新狭山北口クリニック 狭山ビル三階 医療法人社団康成会 狭山市新狭山二―一四―一〇新		リニッ 山台小児科	山歯科医	村 歯 科 医	井医
ック 熊谷市大原三―六―一	新薬局 大原店 熊谷市大原三—五—三六	おい内科 熊谷市新堀三一―一	田 医 院 熊谷市妻沼一四二〇	井 医 院 熊谷市今井字沼田一四四八	ク ーモール四F 熊谷市銀座二―一二三 ニット	井 医 院 熊谷市榎町一四一	一 狭山市柏原字北本宿一一五八—	原 内 科 狭山市柏原二八八八—五	狭山 狭山市入間川一—六—四	六独山市東三ツ木向一○二─一一	店 狭山市水野五六七——一一	はら薬品 狭山市新狭山二―九―二四	狭山市新狭山二—六—五二	狭山ビル三階 狭山市新狭山二─一四─一○新	狭山市上広瀬一七九八—一	リニック 狭山市狭山台――一七―三山台小児科内科	山 歯 科 医 院 狭山市鵜ノ木二三―二三	村 歯 科 医 院 ジデンスート 吉川市保一―三七―ニツタダレ	井 医院 吉川市吉川一五二一
ッ ク —	新薬局大原店	おい内科	医院	井 医 院	タクル	井医院		原 内 科 狭山市柏原二八八八	狭山		店局	はら薬品				リニック山台小児科内科	山歯科医院	村歯科医院	井 医 院

東 坂 戸 団 地 店有限会社坂戸薬局	稲留歯科医院	鳥海産婦人科医院	加部医院	森整形外科	関口歯科クリニック医 療 法 人 社 団	鴻巣中央歯科室	ゆり歯科クリニック医療法人めぐみ会	木村産婦人科医院	幸手調剤薬局	遠藤歯科医院	東歯科医院	グリーン薬局	整 形 外 科 病 院医療法人 小久保	高 野 医 院	八木医院	杉田医院	ク リ ニ ッ クつくばメンタル	ス カ イ ド ラ ッ ク株式会社 栗原弁天堂	奉仕堂ヤノ薬局
坂戸市東坂戸二―八―一〇四	坂戸市花影町六—八	鴻巣市本町五―六―一九	鴻巣市本町四―三―一〇	鴻巣市八幡田五三一	鴻巣市天神四―三―七 一階	ルズOMA・A 鴻巣市大間三―一五―一六ウェ	鴻巣市関新田二―二一六―一	幸手市中三—六—三三	幸手市中二—一三—一一	幸手市幸手団地三―八―一〇三	幸手市幸手六五三—三	幸手市幸手五二八五—三	熊谷市末広三————八	熊谷市本町一—一二五	熊谷市肥塚前田中四四—二	熊谷市飯塚九七八一三	熊谷市筑波二—五四	熊谷市筑波一—一八〇	熊谷市筑波一——六六
平成二十一年 三月 十一日	平成二十一年 三月 十一日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 三月 二日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日
志村整形外科医院 医療法人健 悦会	ク リ ニ ッ ク武蔵野オリエンタル	三郷診療所	彦江歯	半田歯科医院	前木	病年	三郷南口内科小児科	三郷駅前店 水屋の 第一月 ままま こうりょう こうしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かい	杉田内科クリニック	藤森歯科クリニック	川 本 歯 科 医 院医療法人社団健智会	ひかり薬局	北坂戸駅前歯科医院	やました歯科医院	上野歯科クリニック	厚生歯科	中央薬局 坂戸店有限会社鶴ヶ島	江原内科	池田歯科医院
棟一〇一 第一七号	三郷市彦成二―三三六	三郷市彦成二―三三六	三郷市彦江一―七	三郷市半田一〇七四—二	TT六ビル一階 三郷市早稲田一―三―一○ K	三郷市上彦名五九五——	ビル三F 三郷市三郷二―一―五ウインズ	三郷市三郷二―一―五	三郷市采女一―一〇二―一	内マンション一〇二 三郷市戸ヶ崎三一八〇―四三竹	三郷市さつき平二―一―二―二	坂戸市薬師町三―二	坂戸市末広町一―五	セルリアーF 坂戸市日の出町六―三ガーデン	ン・セルリア 坂戸市日の出町六―三 ガーデ	ル 坂戸市日の出町二─一○桝屋ビ	坂戸市日の出町一四―八	坂戸市日の出町一四―八	坂戸市日の出町一三―一一
平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年
三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三 月 十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十	三月十一

はーと薬局	桑原歯科医院	タナカ薬局	外島皮膚科医院	タナカ調剤薬局	よっば薬局	さつき調剤薬局	鈴木歯科医院	朝倉歯科医院	武里歯科医院	武 里 診 療 所春日部市立病院	豊春パールクリニック	豊春薬局	生協薬局	平井歯科医院	有限会社 大沢薬局	熊谷歯科医院	野口耳鼻咽喉科医院	岡田薬局	新三郷歯科クリニック
ビルニF	モトビル三F 春日部市中央一―九―四 タカ	春日部市中央一—五二—二	ーピア二F ―四九―一イト	春日部市中央一—四八—三	関ビル一階 小	春日部市大衾三七八—四六	春日部市大畑七八—一	不動産ビル三F 武里	春日部市大場一一〇一	春日部市大枝八九	春日部市上蛭田深田耕地六四	春日部市上蛭田二六〇	春日部市小渕三七七—一	春日部市牛島前田一五八七—三	志木市柏町四—九—二五	細田ビルーF 志木市中宗岡四―二一―一四	三郷市彦川戸二―一〇五	三郷市彦川戸一―二八二―一〇	ナリビル二F 三郷市彦成三―二一〇―二ヒコ
平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十六日	平成二十一年 二月二十四日	平成二十一年 二月二十四日	平成二十一年 三月 十一日	平成二十一年 三月 十一日	平成二十一年 三月 十一日
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	長谷川歯科医院	中山医院	小手指店	アルファ歯科/矯正歯科医療法人社団明誠会	ク リ ニ ッ ク	こてさし眼科	稲垣耳鼻咽喉科医院	伊藤医院	薬局所沢山口店	アイユー薬局	所 沢 店	関歯科クリニック	グラム薬局 所沢店	小林皮フ科クリニック	所 沢 皮 膚 科医療法人社団	金子内科医院	長寿堂薬局	医療法人 山田医院	金子歯科医院
所沢市中新井三─一○-	所沢市上新井一二	所沢市上安松一二九九—	ャンブルハウス一○	ョッピン所沢市小		エミネント小手指一F 所沢市小手指町一―一一―二二	所沢市寿町二三―	所沢市山口四三八—三	所沢市山口一五	所沢市狭山ケ丘	所沢市下安松一○三四	所沢市けやき台一	シール所沢一F 所沢市くすのき台三-	○西村第六ビル二F 所沢市くすのき台一―	八 西村SKビル二階所沢市くすのき台一―	春日部市備後東八	春日部市備後七二六	春日部市八丁目二五六	カヤ第一ビル一F 春日部市粕壁東二―
	一二六四—四	九九一一	〇一四―七シ	グプラザ内 手指町三─二○西武シ		F — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		八二三	<u>Fi.</u>	二一八七三一二	<u>=</u> <u></u>	1 —七———	台三―四―六エ	台————————————————————————————————————	ル二階	八一三三一七	三六	五六	ドー七一八 ナ
		九九—— 平成二十一年 三月	— <u>四</u> 			# F		八一三 平成二十一年 三月	一一一 平成二十一年 一月	_	○三四 平成二十一年 三月		世 	(二F			二六 平成二十一年	五六 平成二十一年	七一八

ビンセント 新座店 調剤薬局薬の	, カ国	成瀬歯科医院	早川耳鼻咽喉科医院	ク リ ニ ッ クけやき台皮フ科	新井内科小児科	ファミリードラック	荒川歯科医院	みどり薬局	若 狭 店	ひらの薬局	東邦歯科医院	樋口薬局	ちえ歯科医院	もみの木眼科	西東京クリニック医療法人仁慈会	金沢歯科医院	稲荷歯蝌	テーション病院所 沢 リ ハ ビ リ	筒井歯科医院
新座市東北一—一〇—二	デオシティ新座B―三一三 新座市中野二―一―三八OSC	新座市石神二―一二―五〇	新座市栗原六—八—六	所沢市緑町三─八─一○	所沢市緑町二―七―二	ルーF 所沢市緑町二―七―一 矢島ビ	所沢市緑町二―一―一五	所沢市緑町――一七―一一	所沢市北野字西山一六五九—七	所沢市北秋津一二六—一	所沢市並木三―一―七―一〇一	所沢市美原町三―二九七一―四	所沢市美原町一―二九二二―六	ル五F 所沢市日吉町九―二二いせきビ	所沢市東町一五―三	―三 ―三十二七七五	四九 所沢市東狭山ケ丘一―六四四―	所沢市中富一○一六	一○六
平成二十一年 三月 エ	平成二十一年 三月 エ	平成二十一年 三月 エ	平成二十一年 三月 エ	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 三月 十	平成二十一年 二月二十八日	平成二十一年 三月 十
五日 青木ファーマシー薬局	五日 直樹クリニッ	五日 北村歯科医	五日 中央歯科医院診療所	一日こぬま歯	一日 金澤歯科医:	一日 有限会社 おくの薬局	一日 大桐クリニッ	一日 石川歯科医:	一日ヤマザキ薬	一日 吉 松 医	一日 仁 天 堂 医	一日 広木歯科医	広木医	一日 金命堂薬	一日 斉 藤 薬 一	一日中村耳鼻咽喉科医	一日 ライオン薬	八日 エイヂング歯科医院	十一日 志木皮膚科医:
局 川口市西青木三—一一—一	ク 川口市榛松一―一―五	院 川口市上青木四―二―四 西野		科 川口市芝下二—六—一九	院 二号棟一二二 芝園ハイツ	局 川口市芝七○一六—三三	ク 川口市芝五―一二―二〇	院 川口市芝四—六—一三	局 川口市芝三二六九	院川口市芝二—一七—一四	院 川口市幸町二―七―三四	院 川口市幸町二―一―五	院 川口市幸町二―一―五	局 川口市元郷五―一〇―一九	局 川口市安行領根岸二七六七	院 新座市野火止六—二二—二一	局 新座市野火止五—一〇—一五	院 新座市北野二―四―五	院
平成二十一年 三月	平成 二十年十二月三十一日	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月	平成二十一年 三月
十六日	三十一日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	十六日	五. 目	五日	五日	五 日

庄司歯科医院	並木町歯科	金川医院	萩原歯科医院	ク リ ニ ッ ク	新郷歯科医院	東本郷医院	東川口歯科医院	鯨井歯科医院	はいだ医院	坪野歯科医院	藤野眼科医院	昭和デンタルクリニック	のぐち薬局	佐々木歯科クリニック医療法人社団芳翠会	小 西 医 院	北見眼科医院	出光内科医院	神足眼科医院	雅クリニック
川口市並木二―三―三一	―ブ並木二〇二 ―可並木二―一九―七モンレ	川口市並木一―一一―一二	川口市飯塚三―五―四	川口市東領家一―六―一七	川口市東本郷八一〇―五―一	川口市東本郷一一二二一	ルニF 川口市東川口三―一―五 桂ビ	川口市東川口二―一三―七	川口市朝日六—八—二	川口市朝日三—六—二〇	川口市中青木町一―三―一九	川口市前上町二〇―九	川口市川口四—三—二七	ビルーF 川口市川口四―一一一六 澤田	川口市赤山二〇〇—一	川口市青木一―二―二三	ビル内 一五一四 二幸	川口市西川口一—二四—六	東田第一ビル川口市西川口一―一四八―一
平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 一月三十一日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日	平成二十一年 三月 十六日
自然歯科診療所	く ば 医 院	寄居薬局	ベスト薬局寄居店	ウシヤマビル眼科	あさひ調剤薬局	草 加 分 院整歯歯科医院	和知整形外科	シティ薬局	大和堂蓮沼薬局	宮岡医院	安日医院	柳田胃腸科外科医院医 療 法 人 社 団	山本歯科医院	十二月田診療所	北園歯科医院	斉藤歯科医院	キョウワ薬局	すこやか薬局	歯科和田医院
秩父郡横瀬町横瀬五一五九	大里郡寄居町	ポンテ寄居ビル一F 大里郡寄居町桜沢六一五―	大里郡寄居町宮	ゼル四F 草加市氷川町	草加市谷塚町一三五	ツ青柳二○一	草加市吉町五	草加市栄町 三	川口市蓮沼二九九	川口市領家五	川口市弥平	川口市末広三―	川口市末広!	川口市末広	イツ二─二○一川口市北園町二─	川口市並木三-	川口市並木三―	川口市並木三―五―一二	川口市並木三―二七―二
横瀬五一五九―七	大里郡寄居町用土二二二五	寄居ビルーF 桜沢六一五―一	大里郡寄居町寄居一五四六——	ビル四F	五五五	―一九―五 ハイ	<u>н</u> <u>ш</u> — — —	一F 草加市栄町三―二―二ネオビル	一九九	4———七三	一 三 五 五	三—四—二六	口市末広三―一四―一	口市末広一―一〇―一六	○一九北園サンハ	二一八一一八	一七——	 <u> </u>	- 七 -

デンタルクリニック 朝	朝志ヶ丘薬局	敬愛整形外科・内科	まりも薬局	日健クリニック	小野耳鼻咽喉科医院	あおば薬局	荒船耳鼻咽喉科医院	原島医院	大野原医院	新井薬局支店	石 垣 医 院	上町調剤薬局	横川医院	有限会社 昭和堂	高山歯科医院	長又小児科医院	小 池 薬 局	斉 藤 医 院
ビル三F 朝霞市本町二―一二―二○丸徳 一F	朝霞市朝志ケ丘二―三―三	ルニF 朝霞市仲町二―二―三九伸英ビ	朝霞市西弁財一―七―一七	朝霞市西弁財一―一〇―一七	秩父市野坂町二―一六―四四	山ビルーF 秩父市野坂町一―二〇―三一丸	秩父市道生町八—一五	秩父市大野原一九六一	秩父市大畑町一—一二	秩父市相生町三—二二	秩父市上野町二—一七—四	秩父市上町一一二—一五	秩父市山田二二七二——	秩父市熊木町四六—七	秩父市宮側町二四—一三	秩父市宮側町二三―一五	秩父郡小鹿野町小鹿野四七四	秩父郡皆野町皆野二三六六
平成二十一年 二月二十四日	平成二十一年 二月二十四日	平成二十一年 二月二十四日	平成二十一年 二月二十四日	平成二十一年 二月二十四日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 三月 三日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十五日
吉 沢 医	伊草クリニッ	カ リ ニ ッオレンジは	いぐさ歯	グラム薬局 入	みよし野歯科	比留間内科	こま川診	日 高 診 :	高田歯科	若葉産婦人科	鶴ヶ島駅前店ビッグドラッグ薬局		いずみ薬	クボタ 鶴ヶ島	にれの木歯科	鶴ヶ島店	タウン歯科クリニック	朝霞駅前落
医 院 院	ック	ッ タ 科	科	間店	医院	医 院	療所	療附属	E 院	科医院	前疾局	院	局	島リ店の	医院	薬し局ク	ニック	薬局
院 鳩ヶ谷市桜町一―一―一○ 鳩ヶ谷市坂下町三―二―三		ク科			医院 七	医院	療	寮 附	医	科医院 鶴ヶ島市富士見一―九―三四		院はいられている。	局 鶴ヶ島市上広谷四〇一八	の 鶴ヶ島市上広谷一五─一○	医院 鶴ヶ島市脚折町一―一六―三○	薬 局 鶴ヶ島市脚折一三七―	ニック	樂 局 朝霞市本町二―五―二九

竹幸会第一医 療 法

一歯科医院

本庄市駅南一―九

平成

干

年

月

一十七目

竹

松

産

婦

人

科

北本市緑二―二二八―二

平成

干

年

月

+

日

埼玉県告示第四百八十六号

| る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰上 | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

鶴 瀬 病医療法人財団明明 盛 あ 竹 林 遠 梅 鶴 け 天 サ 茉微歯科クリニック アサノ歯科クリニック 薬局グリーンファルマ 松本整形外科医院 同友会クリニック 産 内 井 沢 覧 ず 歯 さ Þ タ 馬 婦 外 整 歯 山 ま 科 き き ケ 人 科 形 科 診 医 科 医 医 薬 薬 薬 外 医 医 療 医 理院会 院 院 院 局 局 科 院 院 所 局 院 北本市北本二 北本市北本一 ふじみ野一○一富士見市勝瀬三三○八パルテム 鳩ヶ谷市桜町四―二―七 北本市北本三—一九 北本市中央二—九二 北本市石戸五—一五八 富士見市鶴馬名志窪二六〇五 富士見市西みずほ台三 ンベル二 FB 富士見市勝瀬 富士見市関沢二―二 富士見市羽沢二―一一― 飯 比企郡小川町大塚一一八二 比企郡小川町腰越四五八—— 内野ビル四F 能市双柳五九〇 能市落合一二七—— 能市飯能 えり美ビル三F 一五○グレー 九 四四 <u>†</u>. 三 四 <u>|</u> 九―一ウ 内田ビル T 浅見ビル 二八 四 スヒ 应 平成 成 成 成 成 十 + 十 干 干 $\overline{+}$ $\overline{+}$ 干 干 $\overline{+}$ 干 干 干 干 干 干 十 一年 <u>·</u> 年 车 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 十 一十七日 一十八日 士 + + 十三 十三 + +++ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

_
指定施術
者

あ有

限

会

社

局 喜

蓮 田·

|市蓮田九二|

成

干

年

月

九

日

ラ

4

實 薬

局

ービル一F

蓮田市東六―二―一一

エムケ

平成

十

年

月

十九]

飯干	E	E
徹	â	3
	ſ	È
	戌	f
あおび	名	
おば整骨院	称	施
町一―四	所	術
 	在	所
市吉祥寺本	地	
二甲成二	厚 上 全	- 14 P
一十八日年	£ F E	1

| 結付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。| | その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援| | 国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

ロータス歯科クリニック医 療 法 人 一 九 会

田店二F 蓮田市東四−

五—一三長崎屋蓮

平成

干

年

月

干

日

法ラ

エンドーファミリー

グ

蓮田市見沼町一五

成

十

年

月

十九日

本 薬

庄

店ク

本庄市東台二―五―二七

成

干

年

月

一十七日

局

ア

ポ

塩

原

医

院

本庄市中央一―七―二三

平成

 $\overline{+}$

年

月

一十七日

中

沢

矢

院

本庄市千代田四—一—三

平成

十

年

月

一十七日

パ

1

ル

歯

科

矢

院

本庄市若泉一—五

应

平成

+

年

月

一十七日

真

田

薬

局

本庄市児玉町児玉九〇

平成

+

年

月

十七日

中

林

歯

科

矢

院

本庄市児玉町児玉三四

平成

干

年

月

一十七日

聖

母

病

院

本庄市駅南二―一八―一〇

成

干

年

月

一十七日

平成二十一年三月三十一日

花水	居宅介護支援事業所はまゆう		訪問介護事業所はまゆう	デイサービスセンター富士		アースサポート株式会社熊谷在宅サービスセンター		大井協同デイサービス	中富ケアサポート		通所リハビリテーションとるて		和光地域福祉事業所高齢者福祉センター	茶話本舗デイサービス志木		こ こ ろ 鴻 巣		デイサービスセンター ウェルハウス大塚		ショートステイ ウエルネス武蔵野		ロイヤルデイサービスセンター		ロイヤル訪問介護ステーション		医療法人社団和風会 所沢リハビリテーション病院	名称
鶴ヶ島市上広谷二三八―一六	新座市東北二一三〇一二六		新座市東北二一三〇一二六	熊谷市原島一三四一一一		熊谷市籠原南一一一		ふじみ野市ふじみ野一―一―一五	所沢市中富一〇一六		所沢市中富一〇一六		和光市南一一二三一一	志木市上宗岡二—一七—二九		鴻巣市神明二─六─四 メゾンレスペ一○二号室		川口市木曽呂四九七—一二		川口市石神一五七三一一〇		川口市青木二一五一二四		川口市青木二一五一二四		所沢市中富一〇一六	所在地
株式会社介護サービス鶴ヶ島	株式会社千雅		株式会社千雅	株式会社充実ライフ		アースサポート株式会社		医療生協さいたま生活協同組合	医療法人社団和風会		医療法人社団和風会		特定非営利活動法人ワーカーズコープ	株式会社スリーベル		株式会社こうき		株式会社ウェルハウス		株式会社ヘルスケアシステム		シニアライフサポート株式会社		シニアライフサポート株式会社		医療法人社団和風会	開設者名
通所介護	居宅介護支援	介護予防訪問介護	訪問介護	通所介護	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	介護予防通所介護	通所介護	居宅介護支援	介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	介護予防通所介護	通所介護	通所介護	介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防訪問介護	訪問介護	介護療養型医療施設	短期入所療養介護	サービスの種類
平成二十一年 二月 六日	平成二十一年 二月 九日		平成二十一年 二月 九日	平成二十一年 二月二十五日		平成二十一年 二月 一日		平成 二十年 五月 一日	平成二十一年 三月 一日		平成二十一年 三月 一日		平成二十一年 一月 一日	平成二十一年 二月 十七日		平成二十一年 三月 一日		平成二十一年 二月 一日		平成二十一年 一月 一日		平成二十一年 二月二十六日		平成二十一年 二月二十六日		平成二十一年 三月 一日	指定年月日

埼玉県知事 上 田 清 司

機関 その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 機関 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項において 埼玉県告示第四百八十七号 その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護 法律第三十号。以下 埼玉県告示第四百八十八号 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 生活保護法 生活保護法 えくぼ グ 中 にこにこ訪問看護ステー いきいき社会生活センター夜間対応型訪問介護ケアナイト (同条第) (同条第) 名 名 ラ 富 能 ケ 4 ケ 一項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 |項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 ル ア パ 薬 さ 1 「中国残留邦人等支援法」という。) 第十四条第四項において < ステー 局 サ 5 入 ポ ホ シ シ 3 3 称 1 間 1 ン 称 4 店 変 所 所 久 深 更 在 入間市扇台四—一一九 所沢市中富一〇 在 喜 事 谷 地 地 市 項 市 青 ワットコーポー〇 所沢市上安松七二—三外山荘 所沢市東狭山ヶ丘一―六五六―三三 葉 折 所 兀 之 一六 変 \Box 兀 七 在 (平成六年 (平成六年 更 八 一号 特定非営利活動法人いきいき社会生活センター 有限会社アートコーポレーション 地 けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含 む。 けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含 む。)から、次のとおり変更の届出があった。 ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受 ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受 前 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 から、次のとおり廃止の届出があった。 居宅療養管理指導 居宅介護支援 ライフ小手指一○一号室 フレンドリー一〇三 所沢市東狭山ヶ丘 所沢市小手指元町一 サ 変 1 ビ 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 ス ||三七 0) 更 種 類 -五パレス ハイ 後 埼玉県知事 埼玉県知事 平成 平成二十一年 平成二十一年 平成二十一年 廃 十 止 上 上 介護予防訪問看護 訪問看護 介護予防訪問介護 訪問介護 サ 年 1 田 \mathbb{H} 年 ビ 三月 二月二十八日 ス 月 月 清 清 月 0) 一十八日 一十七日 司 司 種 五日 日 類

平成21年3月31日(火曜日)	- 均	玉	-	平 区			号外第9号
埼玉県告示第四百八十九号 里親取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。 里親取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。 里親取扱規程の一部を改正する告示 事工条を次のように改める。 (定義)	デイリーケアセイジョー薬局 所沢山口店	通所リハビリテーション とるて	訪問看護ステーション らぱん	訪問介護結の会	ショートステイウェルネス武蔵野		所沢リハビリテーション病院
	所沢市山口一五一一——	所沢市中富一○一六	所沢市中富一○一六	熊谷市三ケ尻五四○六─一ミノリマンション二○二	川口市石神一五七三—一〇		所沢市中富一○一六
三 養子縁組里親 養子縁組によつて養親となることを希望する者であつて、法 完めるところによる。 一 里親 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 一 里親 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 一 里親 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 経済したもののうち、法第六条の三第一項の規定による認定を受けた者であつて、養育里親石簿、養子 経済に登録されたものをいう。 名簿に登録された者をいう。	介護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	通所リハビリテーション介護予防訪問看護	訪問看護		介護予防居宅療養管理指導 「無力」,	介護予防訪問リハビリテーション介護寮養型医療施設の護療養型医療施設	介護予防居宅療養管理指導 話問リハビリテーション 話問を選挙管理指導
一類の方式を表別によって養親となることを希望する者であつて、法でいる。一項の規定による認定を受けた者であつて、養育里親名簿による認定を受けた者であつて、養育里親名簿、養子による。経済的に困窮していない者であつて、知事が行う養育里親研修を設は裁族里親名簿に登録されたものをいう。以下「法」という。)をは、一項の規定による認定を受けた者であつて、養育里親名簿、養子は、一項の規定による認定を受けた者であつて、表育里親名簿、養子は、一項の規定による認定を受けた者であつて、表育里親のうち、法第六条の三第一項の規定による認定を受け、養育里親のうち、法第六条の三第一項の規定による認定を受け、養育里親のうち、法第六条の三第一項の規定による認定を受け、養育里親のうち、法第六条の三第一項の規定による認定を受け、養育里親のうち、法第二条の表別である。	平成二十一年 一月二十八日	平成二十一年 二月二十八日	平成 二十年 八月 一日	平成 二十年 三月三十一日	平成 二十年十二月三十一日		平成二十一年 二月二十八日

第六条の三第一項の規定による認定を受け、養子縁組里親名簿に登録されたも

養育を希望するもののうち、法第六条の三第一項の規定による認定を受け、 禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない児童の 認められる児童(次号において「要保護児童」という。)の三親等内の親族で 族里親名簿に登録された者をいう。 あつて、当該児童の両親その他児童を現に監護する者が死亡、 親族里親 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると 行方不明又は拘 親

Б. された者をいう。 支援が必要と認めたものを養育するものとして、養育里親名簿にその旨を登録 専門里親 養育里親であつて、要保護児童のうち知事がその養育に関し特に

三項を削る。 号の里親申請書」に改め、同条第二項中「里親申込書」を「里親申請書」に、 を「里親又は専門里親に」に、 記様式第三号」を 第三条の見出し中「申出手続」を「申請手続」に改め、同条第一項中 「別記様式第二号」に、 「別記様式第二号の里親申込書」を「別記様式第 「申込者」を「申請者」に改め、 「里親に 同条第 別

を「別記様式第四号」に改め、同条に次の二項を加える。 及び」を削り、 里親として」に、「申込者」を「申請者」に改め、 第四条中「里親申込書」を「里親申請書」に、 「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に、 「ついて、里親登録簿に登録し、 「里親として」を「里親又は専門 「別記様式第五号」

録をしなければならない。 ときは、次に掲げる里親の区分に応じ、 知事は、前項の規定により養育里親、 それぞれ当該各号に掲げる名簿にその登 養子縁組里親又は親族里親の認定をした

- 養育里親 別記様式第五号の養育里親名簿
- 養子縁組里親 別記様式第五号の二の養子縁組里親名簿
- 親族里親 別記様式第五号の三の親族里親名簿
- 里親名簿に、 知事は、第 氏名及び登録年月日を登録しなければならない 一項の規定により専門里親の認定をしたときは、 前項第 号の養育

第七条第一項中 別記様式第一号を次のように改める 「里親を」を「養育里親又は専門里親を」に改める

別記様式第1号(第3条関係

登録番号

\mathbb{H} 搬 -뺇 ₩

(あて先) 塩田親の認定及C 単請者と同居す る者 ・	あて先) - 埼玉県知事 - 里親の認定及び登録について、関係書類を添えて申請します。 - 申請者 - 本 籍 地 住 所 住 所 住 所 住 所 住 所 年 月日 性別 続柄 健康 状 音 5 0 里 3 両 瀬野・親族・養子縁組 希 望 事 項 種類	A A A A A A A A A A	照	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #		正	
删			性別			費	継
			性別	続柄	健康状態		
申請者と同居する者							
る	養育・養育(短期) 専門・親族・養子約						
研修修了年月日? 年月日	研修修了年月日又は修了する見込年月日	(養育・	専門) 修了見	門)里親研修 了見込み)	常	平 月	ш
児童福祉法施行規則第1条の36 第1号に掲げる要件及び第3号の 要件に該当する事実	見則第1条の36 要件及び第3号の 事実						
里親になることも	を希望する理由						
従前に里親であった者に は、その里親の種類及びそ 登録されていた都道府県名	に里親であった者について その里親の種類及びその里親 されていた都道府県名						

備考1

「希望する里親の種類」の欄は、希望するものに〇をつけること。1年以内の期間を定めて要保護児童を養育することを希望する場合には、養育(短期)に〇

「研修修了年月日又は修了する見込年月日」の欄は、養育里親又は専門里親を

2

希望する者のみ記入すること。

F Q II	9 児童福祉法施行規則第	祉法第34条の1	込みであることを	住する家屋の平面図	は源泉徴収票	1 戸籍謄本 (戸	添付書類	申請者宅への地図		連絡方法	-	家計及び資産		養育の方針
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	値行規則第1条の36┊ (車門里親希望者のみ)	5第1	を証する書類(え	面図 7 養育	4 申請者の履歴書	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)			勤務 先 電 話	光電點	Я	年	JQ X	
	536第1号に携をのみ)	項各号のいずれにも該当	(養育里親及び専門	(専門)	ΟΊ	2			<u> </u>	(月円産	年	大田田	
	第1号に掲げるいずれかの要件に該当する	も該当しないことを証	里親及び専門里親希望者のみ)	里親研修を修了したこ	同居者の履歴書	住民票の写し			\smile	Ú	桑国	苗	⊞	
	要件に該	を証する書類	8	と又は修了する	6	3 所得					4 0	Ж	山林その他	
	を当するこ	μ	8 児童福	管下する見	申請者の居	所得証明書又			本無	自家用車	(名)	老	(含)	

同様式の次に次の三様式を加える。 相談所長 **瀊の種類楽」を「囲瀊の種類」に改め、同様式を別記様式第三号とする。** 刺火 「申請者」に、 別記様式第五号中「毋込み」を「毋黜」に改め、同様式を別記様式第四号とし、 別記様式第四号中「申込み」を「申譜」に改め、「囲越隥録簿に」を削り、 別記様式第三号中 別記様式第二号を削る。 日母について に、 |に改め、同様式を別記様式第二号とする。 里父にしいて 「里親家庭」や「申請者家庭」 じ、 調査機関 を 申請者 を 申請者 とれてこれ を 調査機関 XIII, | に、「黒父母」を といろに を 児童相 児童 に、

-27-

別記様式第5号(第4条関係)

養育里親名簿

登録番号		氏 名	生年月日	性 別	職業	健 康 状態	登録年月日	希望事項	専門里親の 登録	備考
	里親									
			住	所		研修修了年月日	更新年月日			
		氏 名	生年月日	性 別	職業・就学	健 康 状態				
	同居									
	人									

- 備考1 1年以内の期間を定めて要保護児童を養育することを希望する場合には、「希望事項」の欄に記載すること。
 - 2 「専門里親の登録」欄には、氏名、登録年月日を記載すること。

別記様式第5号の2 (第4条関係)

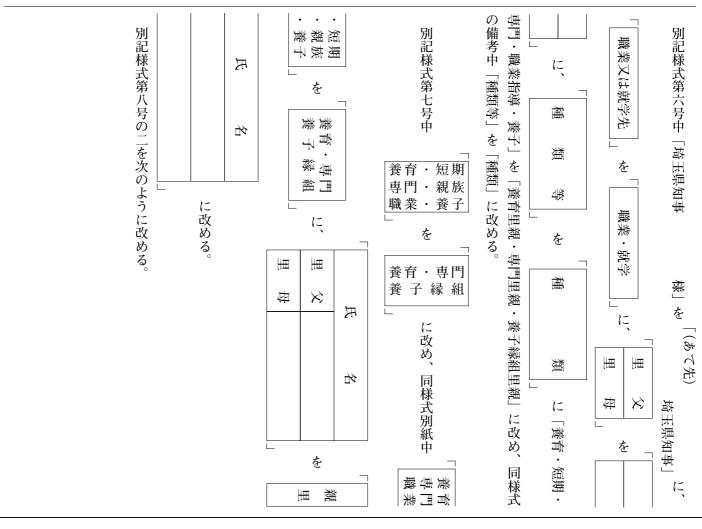
養 子 縁 組 里 親 名 簿

		_			T			Ι									
登録		氏	名	生年月日	性	別	職業	健	康	状	態		七月		TE	/##	±z.
番号												希	至	事	垻	備	考
	ш																
	里																
	親							+									
				住	戸	斤		登	録	年 月	日						
		氏	名	生年月日	性	別	職業・就学	健	康	状	態						
												-					
	同																
	居											-					
	人																
												-					
		I															

別記様式第5号の3 (第4条関係)

親族里親名簿

登録番号		氏	名	生年月日	性 別	職	業	健	康	状	態	希	望	事	項	備	考
	里親																
				住	所			登	録	年 月	日						
					ı												
		氏	名	生年月日	性 別	職業・就	计学	健	康	状	態						
	同																
	居																
	人																



構造

鉄筋コンクリート造ルーフィングアルミニューム板葺三階建(一

備光	養育里親認定登録日	平		况	**	9	族	**************************************		続 柄 氏 名 年齢 職 業 ・ 就 学 年間所得 健康状態	住 所 電話 ()	里親を続けたいので、更新を申請します。	里親氏名	埼玉県知事	(あて先) 年 月 日	別記様式第8号の2(第7条関係) 里 親 更 新 申 請 書
種類 宿泊所 (2) 建物 (2) 建物 (2) 建物 地積 二九、四五一平方メートル	所言在	1) 上也 ロ 物件の表示	土地、建物及び附帯施設等(いこいの村美の山)の売払いイ・件名	入札内容	埼玉県知事 上 田	平成二十一年三月三十一日	次のとおり一般競争入札に付する。	埼玉県告示第四百九十号	この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。	附則	に改める。	別記様式第十四号中「埼玉県知事 嫌」を「(あて先)	別記様式第十号から別記様式第十三号までの規定中一選出記 別記様式第十号から別記様式第十三号までの規定中一選出記 別記様式第十三号までの規定中一選出記 別記様式第十三号までの規定中一選出記 いっぱい		を マ ス ス ス	別記様式第九号中「埼玉県 児童相談所長 様」を「(あて先)

児童相談所長

児童相談所

埼玉県知事」

清

司

外

部地下一階付

延床面積 五、二一〇・七平方メー

附属建物

プロパンボンベ室、 ポンプ室

(3)

附帯施設等

屋外トイレ二基、 ミニカー小屋 給水施設、 照明装置等

留意事項

(1) る必要がある。 上に設置されているため、 入札(売却)の対象外である。建物及び附帯施設の一部が町有地及び民有地 本物件(いこいの村美の山) 別途土地所有者と土地使用賃貸借契約等を締結す を構成する敷地のうち、町有地及び民有地は

(2)で、落札者と仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。 物件の用途は、埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号) 本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるの

競争入札に参加する者に必要な資格 により制限されるので、この旨をあらかじめ了解の上、入札に参加すること。

イ 旅館営業(以下「ホテル営業等」という。)を自ら経営している者 現に旅館業法 (昭和二十三年法律第百三十八号)に規定するホテル営業又は

落札者は本物件を利用してホテル営業等を自ら経営しようとする者であるこ

該当しない者であること。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に 地域の産業・観光の発展に寄与し、地域との共存を図る意思のあること。

次の項目に該当しない者であること。

(1)号)に基づくところの暴力団及びその構成員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七

(2)的団体及びその構成員 破壞活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号) に基づくところの破壊

(3) ある団体及びその役職員又はその構成員 百四十七号)に基づくところの処分を受けている、 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 又は過去に受けたことが

(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第

> 件で営もうとする者 百二十二号)に基づくところの風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を当該物

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所並びに問い合わせ先 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部勤労者福祉

兀 入札参加要領の交付方法

課労働福祉担当

萩原、中野

電話○四八一八三○一四五一八

(直通)

この公告の日から平成二十 一年四月六日 月 まで右記三の場所において交付

する。

<u>Ŧ</u>i. 現地説明会

1

開催日

平成二十一年四月七日

火

口 開催場所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三四 一五番地 いこいの村へリティ

先まで連絡し、 参加希望者は、平成二十 参加時間の指定を受けること 一年四月六日 月 正午までに右記三の問い合わせ

六 入札手続等

1 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、次の日時及び場所において申込みをしなけ

ればならない。

(1)

なお、郵送による申込みは受け付けない。

日時 から午後五時まで 平成二十一年四月十三日(月)午前九時から正午まで及び午後 時

(2) 場所 勤労者福祉課 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部

口 ・開札の日時及び場所

(2) (1) 日時 平成二十一年四月 十三日 木 午前十一 時

場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県衛生会館

入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額

= 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加

ホ 要領に違反した入札は無効とする 落札者の決定方法

製作

(木製建具手加工作業)、

プラ

スチツク成形

(射出成形作業)、

石

施工

(石張り作業)、とび

(とび

鉄工

(構造物鉄工作業)、

建築板金

金属プレス加工(金属プレス作業)、電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、

建築(コンクリートブロツク工事作

左官 (左官作業)、ブロツク

業)、タイル張り(タイル張り作業)、

た入札者を落札者とする。づいて定められた予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行っ埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十四条の規定に基

へその他

その他詳細は入札参加要領による。

埼玉県告示第四百九十一号

期技能検定の実施について次のとおり公

平成二十一年三月三十一日

第三項の規定により、

平成二十一年度前

十四年労働省令第二十四号)第六十六条

職業能力開発促進法施行規則

(昭和四

イ 械加工 ライス盤作業、 粉末冶金 処理作業、高周波・炎熱処理作業)、 熱処理作業、浸炭・浸炭窒化 鋳物鋳造作業)、金属熱処理 造園 (造園工事作業)、鋳造 実施等級別職種 園芸装飾 一級及び二級 数値制御旋盤作業、 埼玉県知事 放電加工 心無し研削盤作業、 平面研削盤作業、 (普通旋盤作業、 (成形・再圧縮作業)、機 (室内園芸装飾作業)、 (数値制御形彫り放 マシニングセンタ作 上 田 数値制御フ 円筒研削盤 フライス盤 ホブ盤作 清 1.窒化 (鋳鉄 司

> 作業)、 組立て 機械整備 造 作業、電気ぎ装作業)、光学機器製 ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装 作業)、鉄道車両製造·整備 立て作業、開閉制御器具組立て作 電気機器組立て(配電盤・制御盤組 機器組立て(電子機器組立て作業) 作機械用切削工具研削作業)、 立仕上げ作業)、切削工具研削 業)、工場板金 家具製作 人子供服製造 上げ作業、金型仕上げ作業、機械組 出し板金作業)、仕上げ (内外装板金作業、ダクト板金 (光学ガラス研磨作業)、複写機 産業車両整備(産業車両整備 木型製作 (複写機組立て作業)、建設 (家具手加工作業)、 (建設機械整備作業)、 (婦人子供注文服製作 (曲げ板金作業、 (模型製作作業 (治工具仕 (機器 建具 電子 婦 打

> > 装作業)及びフラワー 業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施 業)、塗装 工作業)、表装 地工事作業、ボード仕上げ工事作 ペット系床仕上げ工事作業、 スチック系床仕上げ工事作業、 工事作業)、内装仕上げ施工 レタンゴム系塗膜防水工事作業 畳製作 (畳製作作業)、防水施工 ーリング防水工事作業、FRP防水 装飾作業 (建築塗装作業、 (表具作業、 装飾 金属塗 壁装作 (フラワ 鋼製下 (プラ カー **つ**ウ シ

三級

口

ラスチック系床仕上げ工事作業、 げ 機械加工 熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化 鋳物鋳造作業)、金属熱処理 示 装 (金属塗装作業)、舞台機構調 ーペット系床仕上げ工事作業)、 立て作業)、とび(とび作業)、 全 工場板金 旋盤作業、マシニングセンタ作業)、 処理作業、高周波・炎熱処理作業)、 造園(造園工事作業)、鋳造 盤作業、 (左官作業)、内装仕上げ施工 (音響機構調整作業)、商品装飾 園芸装飾 (機械系保全作業、電気系保全作 (商品装飾展示作業)、 (機械組立仕上げ作業)、機械保 電子機器組立て 平面研削盤作業、 (普通旋盤作業、フライス (打出し板金作業)、仕上 (室内園芸装飾作 (電子機器組 数値制御 及びフラ (一般 (鋳鉄 :業)、 左官 プ 塗 力

7 単一等級ワー装飾作業)

路面標示施工

(溶融ペイントハン

実施期日、実施場所及び試験問題の実技試験及び学科試験 (高圧洗浄作業) 及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

イ 実技試験

実施期

百

公表

定する日
において、埼玉県職業能力開発協において、埼玉県職業能力開発協ら同年九月十三日(日)までの間を明年成二十一年六月八日(月)か

2 実施場所

協会が指定する場所

種を除く。)。

種を除く。)。

種を除く。)。

私会事務所で公表する(一部の職別の公表

口 学科試験

実施期日

に掲げる日 職種に応じ、同表の実施期日の欄 次の表の検定職種の欄に掲げる

園、鋳造、機械	園芸装飾、造	一三級	検定職種
六日(日)	年七月二十	平成二十一	実施期日

一級及び二級	一 一級及び二級 一 一級及び二級 一 一級及び二級 電子機器組立 て、複写機組立 て、建設機械整 借、婦人子供服 備、婦人子供服 量 集 作、家具製作、左 里 製 作、左 型 製 作、左 製 準 に、	一 一級及び二級 一 一級及び二級 一 三 一 一級及び二級 一 三 一 一級及び二級 一 三 一 一 級及び二級	振り かっぱ
平成二十一	日 年 平成二十一十十一	三 年 平 日 八 月 日 十 一	

兀

イ

受検申請の手続 2 実施場所 協会が指定する場所

1 提出書類 請書」という。) 実技試験又は学科試験の免除を 技能検定受検申請書 (以下「申

2

3 提出先 の資格を証する書面 手数料の払込みを証する書面

受けようとする者にあっては、そ

口

協会 さいたま市浦和区北浦和五丁目六

園芸装飾

(11,000

一六、五〇

同年四月十五日(水)まで 受付期間 平成二十一年四月二日 未 から

番五号(郵便番号三三〇一〇〇七

ニ 受検申請に関する注意 鋳造 造園 金属熱処理

> (11,000 一六、五〇

一六、五〇

(11,000

一六、五〇〇

板金、仕上げ、 造、放電加工、 建築板金、工場 園芸装飾、鋳 年九月六日 日

切削工具研削、

2 申請書を郵送する場合は、

ける。 内の消印のあるものに限り受 郵送による申請書は、受付

3

手数料

Ŧi.

申請を取り消した場合又は試験を受 かった場合でも手数料は返還しない 手数料の納付を要しない。 協会に納付すること。ただし、実 験又は学科試験の免除を受ける者 っては、当該免除を受ける試験に 次に掲げる額の手数料を郵便振 なお、受検申請を受け付けた後

イ 実技試験

検

定

職

種

手数料

円

-	0 3	20		0	<u> </u>)	<u> </u>		。けな	は、	係る	にある	替で	け付	期間		封音筒		をる等に
_	建具製作	家具製作	木型製作	婦人子供服製造	建設機械整備	複写機組立て	光学機器製造	鉄道車両製造・整備	産業車両整備	電気機器組立て	電子機器組立て	切削工具研削	仕上げ	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	放電加工	機械加工
	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	(一六、五〇〇)	一六、五〇〇	(一一、、五〇〇)	(一六、五〇〇)	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	(一六、五〇〇)

粉末冶金

(000)

六、五〇〇

封して請求すること。 級を明記し、切手百四十円分 める場合は、受検しようとす なお、これらの書類を郵送で求

中」と朱書すること。 の表面に「技能検定受検申請

及び塗料調色

ラワー装飾 り、表装及びフ 建築、タイル張

単一等級 路面標示施工

造・整備、石材

施工、ブロツク

電気機器組立

て、鉄道車両製

-33-

産業洗浄	塗料調色	路面標示施工	商品装飾展示	舞台機構調整	機械保全	フラワー装飾	塗装	表装	サッシ施工	内装仕上げ施工	防水施工	畳製作	タイル張り	ブロツク建築	左官	とび	石材施工	プラスチツク成形
一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	(二一六、五〇〇)	(一、、五〇〇)	(二一六、五〇〇)	一六、五〇〇	一六、五〇〇	(一六、五〇〇)	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	(一六、五〇〇)	(二一六、五〇〇)	一六、五〇〇	一六、五〇〇

十一号)に定める者に適用す 事が別に定める者に関する公示 (平成十二年埼玉県告示第四百

口 学科試験(全職種

合格発表及び通知 三、一〇〇円

六 イ 技能検定合格者の発表

の掲示板に掲示するほか、協会から の他の職種にあっては同年十月二日 は、同年八月二十八日(金)に、そ 合格者に対し書面で通知する。 に学科試験を実施する職種にあって (金) に埼玉県庁本庁舎一階南玄関 平成二十一年七月二十六日 <u>日</u>

口 する。 協会から合格者に対し書面で通知 実技試験又は学科試験の合格通知

七 その他

会に問い合わせること。 玉県産業労働部産業人材育成課又は協 この技能検定に関し不明な点は、 埼

口

実施場所

会」という。)

が指定する日

埼玉県告示第四百九十二号

十四年労働省令第二十四号)第六十六条 第三項の規定により、平成二十一年度随 職業能力開発促進法施行規則 (昭和四

> 時実施技能検定の実施について次のとお り公示する

> > 1

提出書類

手数料(円)の欄の()は、

埼玉県知事 上. 田

働部の項第十一号金額の欄の知 埼玉県条例第九号)別表産業労 埼玉県手数料条例(平成十二年

番五号

(郵便番号三三〇-

-00七

さいたま市浦和区北浦和五丁目六

受付期間

試験の方法 具製作、 げ施工、サッシ施工、表装及び塗装 管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリ ぶき、とび、左官、タイル張り、配 成形、石材施工、建築大工、 供服製造、 造、冷凍空気調和機器施工、 電気機器組立て、プリント配線板製 めつき、仕上げ、 ス加工、鉄工、建築板金、工場板金、 ート圧送施工、防水施工、内装仕上 スト、機械保全、電子機器組立て、 鋳造、鍛造、 基礎二級 印刷、製本、プラスチツク 寝具製作、家具製作、 機械加工、金属プレ 機械検査、ダイカ 、婦人子 かわら Ŧi.

実施期日、 実技試験及び学科試験

公表 1 実施期日 埼玉県職業能力開発協会(以下「協 実施場所及び試験問題の

試験問題の公表 協会が指定する場所

受検申請の手続 検申請者に送付する 実技試験の問題は、 あらかじめ受

四

平成二十一年三月三十一日

実施等級別職種 清 司

口

協会

書」という。) 提出先

技能検定受検申請書

。 以 下

「申請

= 受検申請に関する注意

2 申請書を郵送する場合は、 の表面に「技能検定受検申請書在 申請書の用紙は、協会で交付す 封筒

協会に納付すること。 次に掲げる額の手数料を銀行振込で

手数料

中」と朱書すること。

					1,44			
めつき	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	機械加工	鍛造	鋳造	検
3	仮 金	仮 金		レ	型			定
				ス 加				職
				Т				種
								作里
_	_				_	_	_	手
六	六	六	六	六	六	六	六	手数料
六、五〇〇	<u>Fi.</u>	<u>Fi.</u>	六、五〇〇	<u>Fi.</u>	六、五〇〇	六五〇〇	一六、五〇〇	円
0								

埼玉県告示第四百九十三号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

埼玉県知事

上.

田

清

司

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事

上 田

清

司

髪成を全 仕上げ			をする。
ダイカスト	一六、五〇〇		配管
機械保全	六、五〇〇		型枠施工
電子機器組立て	六、五〇〇		鉄筋施工
電気機器組立て	一 六、 五 〇 〇		コンクリート圧送施
プリント配線板製造	一六、五〇〇		
仓東空気周 印幾器拖			防水施工
工	一六、五〇〇		内装仕上げ施工
婦人子供服製造	一 六、 五 ○ ○		サッシ施工
寝具製作	一 六、 五 ○		表装
家具製作	一六、五〇〇		塗装
建具製作	一六、五〇〇		
印刷	一六、五〇〇	<u></u> 六	合格発表及び通知
製本	一六、五〇〇	-	
プラスチツク成形	一六、五〇〇	<u> </u>	る。) !
石材施工	一六、五〇〇		この技能検定に関
建築大工	一六、五〇〇		玉県産業労働部産業
かわらぶき	一六、五〇〇		会に問い合わせるこ
とび	一六、五〇〇		

科試験 (全職種

六

<u>Fi.</u>

理

事 名

長

職

六

<u>Fi.</u>

俗者に対し、合格証書を送付す

回い合わせること 屋業労働部産業人材育成課又は協)技能検定に関し不明な点は、 埼

> 種足野通川土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のと おり届出があった。

平成二十一年三月三十 一日

氏 名

六

<u>Fi.</u>

理 職

事 名

谷

部

美知雄

六

<u>Fi.</u>

六

<u>Fi.</u>

六

<u>Fi.</u>

六、

<u>Fi.</u>

住

所

埼玉県知事

上

 \mathbb{H}

清

司

北埼玉郡騎西町大字中種足一 ○○四番地

埼玉県告示第四百九十四号

種足野通川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、 おり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 次のと

平成二十一年三月三十一日

六、

<u>Fi.</u>

六

<u>Fi.</u>

六

<u>fi.</u>

六、

<u>fi.</u>

氏 名

塩 夫

埼玉県知事 上

司

 \mathbb{H} 清

北埼玉郡騎西町大字中種足七九五番地 住 所

埼玉県告示第四百九十五号

測量法 栗橋·大利根土地区画整理一部事務組合 十日終了した旨測量計画機関の長である 出来形確認測量) 号)第三十九条において準用する同法第 管理者斉藤和夫から通知を受けたので、 十四条第三項の規定により公示する。 公示した公共測量 平成二十年埼玉県告示第千六十二号で 平成二十一年三月三十一日 (昭和二十四年法律第百八十八 は、平成二十一年三月 (四級基準点測量及び

埼玉県告示第四百九十六号

測量法 里町長関根孝道から通知を受けたので、 公示した公共測量(二級、三級及び四級 十四条第三項の規定により公示する。 号)第三十九条において準用する同法第 日終了した旨測量計画機関の長である上 基準点測量) 平成二十年埼玉県告示第千五百二号で (昭和二十四年法律第百八十八 は、 平成二十一年三月十九

四

埼玉県告示第四百九十七号

第十四号)第四十九条の規定により、 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 次のとおり公示する。 (昭和四十年政令

その関係図面は、 県土整備部河川砂防課及び埼玉県朝霞県土整備事務所に備え置

いて縦覧に供する

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清

司

河川の名称

荒川水系黒目川

廃川敷地等が生じた年月日 平成二十一年三月三十一日

三 廃川敷地等の位置

埼玉県朝霞市岡三丁目五三〇番五、 同五三〇番一 同五三〇番一二、 同五三

番一四、同五三三番三、同五三八番。 廃川敷地等の種類及び数量

土地

五四・六三平方メートル

埼玉県告示第四百九十八号

第十四号)第四十九条の規定により、 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、 次のとおり公示する。 河川法施行令 (昭和四十年政令

その関係図面は、 県土整備部河川砂防課及び埼玉県朝霞県土整備事務所に備え置

いて縦覧に供する

平成二十一年三月三十一日

上

司

河川の名称

荒川水系新河岸川

廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 田 清

廃川敷地等の位置

埼玉県朝霞市田島二丁目一二二番九、 同一二二番一〇、 同一二一番一一、

三番一二

埼玉県志木市下宗岡一丁目六九九二 一番九、 同六九九 番 t 同六九九二

番

同

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

四二〇・二五平方メートル

埼玉県告示第四百九十九号

の一部を次のように改正し、 請求の時期及び方法等に関する告示) (経営規模等評価の申請及び総合評定値 平成十六年埼玉県告示第三百二十四号 平成二十

平成二十一年三月三十一日

年四月一日から施行する。

埼玉県知事 上 田 清 司

土整備部建設管理課」に改める。 ||号中「県土整備部建設業課| |を||県

埼玉県告示第五百号

号) 更に係る図書の写しの送付を受けたの 三郷市から草加都市計画地区計画の変 都市計画法 第二十一条第二項において準用する (昭和四十三年法律第百

埼玉県知事

上

田

清

司

課において縦覧に供する。 図書の写しを埼玉県都市整備部都市計 同法第二十条第二 一項の規定により、

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 Ŀ 田 清 司

埼玉県告示第五百

備部都市計画課において縦覧に供する。 三年法律第百号) 第二十一条第一 により、 付を受けたので、都市計画法 準防火地域の変更に係る図書の写しの送 いて準用する同法第二十条第二項の規定 三郷市から草加都市計画防火地域及び 平成 当該図書の写しを埼玉県都市整 二十一年三月三十一日 (昭和四十 一項にお

埼玉県告示第五百二号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の 平成二十一年三月三十一日 一部を改正する告示を次のように定める。

い

たま鳩

ヶ谷線

裏一二二七番地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に川口市大字石神字東町裏一二二六番地先から同市石神字東町

平成二十一年三月三十一日

平成十六年十月二十二日付け埼玉県告示第千九百九十七号 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十一号で区域変更し

た部分の一部供用開始である。延長三四・八〇メート

平成十三年十二月十五日付け埼玉県告示第千九百九十七号

限る。)

路

線

名

供

用

開

始

 σ

区

間

供

用

開

始

0)

期

日

備

考

埼玉県知事 上 田 清

司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

次のように改正する。 埼玉県開発登録簿閲覧規程 (昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号) 0) 一部を

別表 別表を次のように改める。 (第二条関係)

埼玉県秩父県土整備	備事務所內 埼玉県東松山県土整	閲覧所
秩父市下影森千二の一番	東松山市六軒町五番地一	所在地
秩父郡(東秩父村を除く。)	行為に係るもの 村に限る。)の区域の開発 (正芳町を除く。)、	閲覧に供する開発登録簿

事務所内 埼玉県杉戸県土 センター内 埼玉県熊谷建築安全 事務所内 下 埼玉県荒川左岸北部 水道事務所内 整備 北葛飾郡杉戸町大字杉 熊谷市大字新堀五百番 四百三十二番地 二番地 行田市大字長野九百五十 地 地 南埼玉郡(白岡町を除く。) 北埼玉郡の区域の開発 開発行為に係るも児玉郡及び大里郡 の区域の開発行為に係るも く。)の区域の開発行為に 及び北葛飾郡 に係るもの (松伏町を除 0) 区 行 域 0)

附 則

係るもの

この告示は、 平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 新 井 勲

>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
>			
,			

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

道路法

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十一年三月三十一日

種類 県道

道路の

路 線 名 吉場安行東京線

道路の区域

埼玉県さいたま県土整備事務所長 新 井

勲

	II7	環 区 埼 境 そ 域 道 玉	- +:	路	う 埼] そに道玉		ı
新旧	旧新別	「 環 環 で 関 で で で で で で で で で で	吉 場 安	珀	う に 道路法 そ の 関係 ・ ・	新旧	旧 新別
元六八○番 一元六八○番	区	環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務で、での関係図面は、平成二十七年法律で、の関係図面は、平成二十七年法律で、の関係図面は、平成二十七年法律が、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、	安行東京線	線名	その関係図面は、平成二年の関係図面は、平成二年に道路の供用を開始する。道路法(昭和二十七年法律工具土整備事業	元六四百十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	区
元六八〇番四地先まで川口市大字安行字大元六三一番一地先から同市大字安行字大	間	宗土整備事務所において一般 世第百八十号)第十八条第一 伊第百八十号)第十八条第一	元六四四番一地先まで川口市大字安行字大元六一八番一地先から同	供用開始の	その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ <mark>埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号</mark>	元六四四番一地先まで川口市大字安行字大元六一八番一地先から同市大字安行字大	間
大 一四 ・○○~ 二三 ・	のメートル 敷 地 の 幅	の縦覧に供する。 「日間埼玉県県土整備部道路項の規定に基づき、道路の	地先から同市大字安行字大	間		-	(メートル敷 地 の 幅
〇 九)員	三二一	成二十	供用	境	· 九 五 ○)員
— 五○ ・○○	(メートル)長	道路の区域 場番 (場) 谷線 道路の種類 県道 ・	平成二十一年三月三十一日	開始の期日	平成二十一年三月三十一日課及び埼玉県さいたま県土部及び埼玉県さいたま県土	八 四 <u>:</u>	(メートル)長
地方特定道路(交通安全)整備事業	備	ヶ谷線 埼玉県さいたま県土整備事務所長 十一日	延長八四・三〇メートル	備	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	地方特定道路(交通安全)整備事業	備
備事業	考	所長 新 井 勲		考	所長 新 井 勲	備事業	考

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、

環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 新 井

勲

平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

	路
日 鳩 ヶ 谷	線
線	名
元六八〇番四地先まで川口市大字安行字大元六	供
四 安 地 大 安 行 字	用
地先まで	開
番	始
地 先 か	Ø
ら同市大	区
ら同市大字安行字大	間
平成二十一年三月三十一日	供用開始の期日
延長一五〇・〇〇メートル	備
	考

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。 その関係図面は、 平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長

吉

田

耕

道路の種類 県道

路 線 朝霞蕨線

道路の区域

新	IΒ	旧新別
先まで	朝霞市田島二丁目五二番	区
	二地先から同市田島二丁目一番一地	間
九.九〇~	八.二〇~ 一七.〇〇	(メートル)敷 地 の 幅 員
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		(メートル)
ろ近 名 室 併 二 事 に しる	と利益なと変情に持たよう	備
		考

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

> 平成二十 一年三月三十 日

埼玉県朝霞県土整備事務所長

吉

 \mathbb{H}

耕 \equiv

道路の 種類 県道

路

線

名

ふじみ野朝霞線

道路の区域

-39-

		う 埼						
ふ じ	路	その関係図面は、平成二十一年三月三うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号	朝	路	その関係図面は、平成二十一年三月三うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号	新	旧	旧新別
み 野 朝	線	(昭和二十七年法律 (昭和二十七年法律 電県土整備事務所 原	霞蕨	線	その関係図面は、 に道路の供用を問 道路法(昭和二二 玉県朝霞県土整	番	朝雲	<i>א</i> נים
霞線	名	は、	線	名	│ は を 二 整 │ 、開 十 備 │ 平 始 七 事	地先ま	段市大学	区
同朝		成二十 ・成二十 ・成二十 ・成二十	先 朝 ま で 市		成 年 務	すで	于浜崎字	
田 島 二 学	供	係図面は、平成二十一年三月三元の供用を開始する。 (昭和二十七年法律第百八十号) 護 県土整備事務所長告示第七号	6で田島	供	- 第 第 百 年 二 第 百 八		,川 袋 一	
丁昌三	用		一丁里	用			六○番	
	開	'一 第 日 十 か 八	五二 番 一	開	'- 第 日 十 か 八		一地先か	
北まで一	始	、条第一、条第二	地 先 か	始	、		~ら同市	
同市田島二丁目三番一地先まで朝霞市大字浜崎字川袋一六〇番一地先から	0	その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路に道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ 玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号	先まで 朝霞市田島二丁目五二番一地先から同市田島二丁目一番一地	の	 		朝霞市大字浜崎字川袋一六〇番一地先から同市田島二丁目三	間
6	区	元明に基本の表に基本の表には、	出島二十	区	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、		直三	
	間	*************************************	目一番	間	*************************************		八.二〇	(敷)メ地
		端 次 のよ 路	地		端 次	七〇~	_ `	1 り ト
平 成 二	供用	}	平成二	供用	 		〇 · ○ 八	ル幅)負
十 一 年	開始	平成二十	十 一 年	開始	平成一次			(延)メ
平成二十一年三月三十一日	の期	 	平成二十一年三月三十一日	の期			- - 	1
	日	一年三月三十		日	平成二十一年三月三十一日課及び埼玉県朝霞県土整備			・ ル) 長
延長一三七・〇〇メートル			延長二九五・〇〇メートル					
三七・○	備	事務	九 五 .	備		ガラグラ東	世安全	備
		程度県土	У З		震県おい	6	交通安全整備に再こよる	
トル		整備事	トル		整備・船		: : :	
		埼玉県朝霞県土整備事務所長日 おいて一般の縦覧			埼玉県朝霞県土整備事務所長日 一般の縦覧			
		田 る。			田る。			
	考	三		考	三			考

保

谷 志

木 線

志木市中宗岡一丁目一五〇三番

一地先から同市中宗岡

一丁目

平成二十一年三月三十一日

延長二五・○○メート

五〇三番三地先まで

路

線

名

供

用

開

始

0)

区

間

供

用

開

始 0)

期

日

備

考

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

> 平成二十一年三月三十 日

埼玉県朝霞県土整備事務所長

吉

 \mathbb{H}

耕

三

道路の種類 県道

路 道路の区域 線 名 保谷志木線

新	IΗ	旧新別
一五〇三番三地先まで	志木市中宗岡一丁目一五〇三番一地先から同	区
	.市中宗岡一丁目	間
一○·五七~ 一一·六二	八·四五 八·五三	(メートル)敷 地 の 幅 員 な
- - - - ((メートル) 長
次型 已	首各女長に存こよる	備
		考

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉 \blacksquare 耕

三

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

新旧	旧新別	環境課及び埼玉県川越県土敷「選路法(昭和二十七年法律道路法(昭和二十七年法律	鴻巣	路	う 道 埼玉県 その関 路法	吹 上	路
# &	別	ス の よ の は の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	鴻巣桶川さいたま線	線	玉県北本県土整 道路法(昭和二 三 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	上 停 車	線
立 ○ 番 三 番 三		- 玉 囲 つ 和 エ - 県 は 、変 十 雄 - 川 、変 十 備	たま	,.	 保図面は、平成二元の供用を開始する。 (昭和二十七年法律 本県土整備事務所見	場	
二野地市	区	越 平 更 七 事 県 成 す 年 務	線 	名	平 始 七 事 成 す 年 務	線 ———	名
五〇番三地先までふじみ野市鶴ヶ舞二丁目三九番四地先から同市鶴ヶ舞二丁目		環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号	地先まで	供供	その関係図面は、平成二十一年三月三元うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)	丁目二二二九番三地先まで鴻巣市吹上本町四丁目二三	供供
目三九		- 務 所に 三月三 	本二丁	用	三 八 月 号 号	二九番二	用用
地		お十 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	日 一 八 番	開	十	二 地 大 ま	開
から同		一般の縦覧に供する。小ら三十日間埼玉県の規定に対	地先	始	から三条第	5で 三 五 四	始
市 鶴 ケ	間	縦 十 項	か ら 同		十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	番 一 地	
舞 宁	间	はは、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般	市本宿	0	場を表現している。	先 か ら	0
	(敷	る 県 - 基 - ジ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・	一	区	県 に	同 市 吹	区
一 四 · ○ 九	メカーの	境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の	地先まで 北本市北本二丁目一八番一地先から同市本宿二丁目八一番二	間	平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路始する。七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ事務所長告示第八号	丁目二二二九番三地先まで鴻巣市吹上本町四丁目二三五四番一地先から同市吹上本町四	間
一六 二 七七七七七	ト ル リ 員	<u>路</u> の 三二一	平 成 二	供用	 	平 成 二	供用
	(延)メ	道路道 平成 S S S S S S S S S S S S S S S S S S	平成二十一年三月三十一日	開始	平成二十 端	平成二十一年三月三十一日	開始
<u>-</u> =	1		月三月三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	の期	一 十 十 一 左	三月三	の期
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ト ル) 長	域 域 は は は は は は は は	日	日		十 一 日	日
	IX	さいたまふじみ野所沢線県道 埼玉県川越県三月三十一日	延長五		一十一整	延長一一六・〇〇メートル	
通安全	備	し	· ·	備		一六六	備
交通安全対策事業	,,,	所 川 沢 越 線 県	延長五二〇・〇〇メートル		北 所 本 に 県 お))	
業		土整	 		土い	 	
		じみ野所沢線埼玉県川越県土整備事務所長日	,,,		埼玉県北本県土整備事務所長日	,,,	
					所 縦 長 覧 		
		大 石			に 榎 供 する		
	考	正		考	恵		考
		孝		.,	樹		

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

路

線 名

青梅飯能線

道路の種類

県道

道路の区域

区域を次のように変更する。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

道路の

平成二十一年三月三十

日

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次

平成二十一年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根

岸

功

ペ境課及	[、] 境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路	完土整備部道路 三	道路の区域路線名 青梅秩父線	線	
旧 新 別	利別 区 間	(メートル)敷 地 の 幅 員	びメートル)長	備	考
旧 A	A 下名栗字浅海戸三二九番四地先まで 飯能市大字下名栗字小沢名土一一四九番四地先から同市大字	字 近 五	二〇九・〇〇		
旧 B	飯能市大字下名栗字小沢名土一一七四番二地先から同市大字B	字 一〇·五〇~	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	旧Aは飯能市に引き継ぐ。	
新 B		四六・〇〇			

新	旧	旧新別
下七六六番一地先まで	飯能市大字下畑字釜下七六九番二地先から同市大字下畑字釜	区間
一九・五〇~ 四六・四〇	一三・〇〇~	(メートル)敷 地 の 幅 員
-) (- () ()	びメートル)長
		備
		考

-43-

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十三号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根

岸

功

青	路
梅飯	線
能	NOK.
線	名
下七六六番一地先飯能市大字下畑字	供
一 下 地 畑 先 字	用
金下七六	開
九番一	始
一 地 先 か	の
ら同市大字	区
(字下畑字釜	間
平成二十一年四月七日	供用開始の期日
延長一八〇・八〇メートル	備
	考

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十 する。

四号

築協定を認可したので、次のとおり公告 号)第七十三条第一項の規定により建 建築基準法 (昭和) 一十五年法律第二百

> 平成二十一年三月三十一日 埼玉県飯能県土整備事務所長

建築協定認可申請者の代表者の住所 岸 功

及び氏名

南 三代司 埼玉県鶴ヶ島市藤金八百一番地四十

建築協定区域

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字後谷七百

四百二十五区画

九十九番五十八他

四百三十一

筆

平成二十一年三月三十一日

道路の種類 一般国道

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀

井

清 司

道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

路 線 名 四百七号

道路の区域

平成	21年3月3	3 1 日
新旧BB	IН А	旧新別
折本一〇〇〇番一地先まで東松山市大字東平字清水九七二番一地先から同市大字正代字	谷田七三番六地先まで東松山市大字東平字清水九七四番地先から同市大字高坂字下	区
一七・八三~	七· 五五 / 四七· 一〇	(メートル)敷 地 の 幅 員
八九二六・八〇	七五六〇・五〇	(メートル)
	る。 「は、果道岩殿観音南戸守線として引き続き車場線、県道岩殿観音南戸守線として引き続き県道行田東松山線、県道高坂上唐子線、県道石県旧Aの一部は東松山市道として引き継ぎ、残りの	備
	続き管理するの区間は	考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように決定する。

X

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路 般の縦覧に供する

平成二十一年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀

井

清

司

考

道路の種類 県道

路 道路の区域 線 名 行田東松山線

一地先まで東松山市沢口町一 七番一地先から同市大字上野本字新田 間 一一七七番 〜 敷 七・九三~ K 地 0) ŀ 幅 ル 員 〜 延 X 三九八一・二〇 1 ŀ ル ○ 長 現県道の終点を延長し、国道四百七号を引き継ぐ。 備

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

道路の種類 県道 埼玉県東松山県土整備事務所長

道路の

路 線 名 高坂上唐子線

道路の区域

町七七五番一地先まで東松山市大字高坂字弐番町八八:	区
八番一地先から同市大字高坂字壱番	間
九·八五· 三二·七〇	(メートル)敷 地 の 幅 員
五〇二・八〇	(メートル) 長
現県道の起点を延長し、国道四百七号を引き継ぐ。	備
継ぐ。	考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五

十七号

号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 次

> の開発行為に関する工事が完了したの 公告する。

平成二十一年三月三十一日 埼玉県東松山県土整備事務所長

許可番号

第二〇〇〇九五〇号 平成二十年十二月十九日

井 清 司

亀

検査済証番号 平成二十一年三月

一十四日

第二〇〇一三五号

開発区域に含まれる地域の名称

亀

井

清

司

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 区域を次のように変更する。 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号 環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 区域を次のように変更する。 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) —三、六三二—八、六三三—一四 旧 旧 比企郡小川町大字大塚字小峯六二二 新別 新別 新 旧 新 旧 大字富田字田代後一八四六番一地先まで大里郡寄居町大字富田字久保二七三八番 同町大字富田字下六反田二五〇三番一地先まで大里郡寄居町大字富田字上六反田二五四三番三地先から同郡 区 X 兀 第十八条第一項の規定に基づき、 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡嵐山町むさし台一―二三―六 地先から同郡同町 間 間 敷 敷 六・七五~ 六・四四~ 八〇~ メ メ 地 地 道路の 道路の 1 1 0) 0) 三三・四八 ==-·--三三・四八 ŀ ١ ル幅 幅 ル (· 三) _ _ 員 員 路 鳥越 路 道路の区域 道路の種類 平成二十一年三月三十 道路の区域 道路の種類 平成二十一年三月三十 エルドラード嵐山Ⅱ一○一号室 (延 延 線 線 メ X 恭子 名 1 五八六・三〇 1 名 一九五・八〇 卜 ŀ 一百五十四号 一般国道 ル 一般国道 ル 一百五十四号 ○ 長 → 長 日 地方特定道路(交通安全)整備工事による である。 寄居町道整備に伴う道路施行協議による付加車線の設置 日 埼玉県熊谷県土整備事務所長 埼玉県熊谷県土整備事務所長 備 備 小 小 Ш Ш 倫 倫 考 考

正

正

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

うに道路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 、次のよ

その関係図面は、 平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長

小 Ш

倫

正

	贝 安
二 百	路
五.	線
一一四四	1200
号	名
+ +	
大 大 字 里 郵	
富田字田代後	供
字田代後	用
後 字 一 富	
富田字久保	開
四六番	<i>L.</i> \(\)
一 地先 :	始
地先まで	の
地	
先 か	区
ら同郡	間
同	IE)
町	
平成	供
+	用
车	開始
三 月	の
主	期日
日	Н
延 長	
	備
九 五 ·	νm
· 八 ○	
₹ 1 ト	
トル。	
	考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

区域を次のように変更する。

その関係図面は、 平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十 日

埼玉県熊谷県土整備事務所長

小

Ш

倫

正

道路の種類 県道 道路の

路 線 名 広木折原線

_

道路の区域

新	IΠ	旧新別
大字末野字花園二〇七二番一地先まで	大里郡寄居町大字末野字花園二〇七二番四地先から同郡同町	回
	一五・四○~ 二六・五○	(メートル)敷 地 の 幅 員
		(メートル)長
ි ම	寄居町道二七三七号線の認定に伴う道路区域の変更であ	備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

> 平成二十一年三月三十一 日

埼玉県熊谷県土整備事務所長

小

Ш

倫

正

道路の 種類 県道

路 道路の区域 線 名 熊谷寄居線

地方特定道路(改築)整備工事による。		八 一 四 · 四	七 二 八 二 八 〇	- 七 - 五 · 五 ○ ○	山字根岸二二	五四番一地先まで深谷市畠山字馬場一八五三番三地先から同市畠山字根岸二一	五三番三地	先まで	五四番 一地	新旧	
備)長	(メートル	トル)	(対地)	間				区	旧 新 別	旧
埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 川 倫 正日	熊谷寄居線縣谷寄居線	道路の区域道路の種類 県道道路の種類 県道埼馬の種類 県道	三二一	谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路(更する。 ・七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の 事務所長告示第十号	一般の縦覧に供する。小多三十日間埼玉県の規定に対	いて一般の縦覧に供する。第十八条第一項の規定に基づき、第十八条第一項の規定に基づき、	務所におい デオ号) ^{(第} 十号) ^{(第}	環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におその関係図面は、平成二十一年三月三十区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)	環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所見るの関係図面は、平成二五区域を次のように変更する。道路法(昭和二十七年法律	境課及び埼玉県能を次のように変道路法(昭和二十五県熊谷県土整備	環境 環境 で域を次の 関係 での関係 での関係 での関係 での関係 での関係 での関係 での関係 のの関係 のの関係 のの関係 のの関係 のの関係 のの関係 のの関係 のののでは のののでは のののでは のでは
・五〇メートル。(ただし、関係図面に表示する	部分に限る。) ぶんぱん あんしゅん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱ	平成二十一年三月三十一日		同町大字赤浜字南側上町一〇五八番一地先まで大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一一七九番一地先から同郡	番一地先まで	同町大字赤浜字南側上町一〇五八番一大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一一	赤浜字南側居町大字赤	大里郡 寄	居線	谷寄	熊
考	備	開始の期日	供用	間	の 区	開始	用	供	名	線	路
	三十一日	環境課及び埼玉県熊谷県土整備環境課及び埼玉県熊谷県土整備	 	平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路	- 日間埼玉県	一日から三十日間埼玉県県土整農第十八条第二項の規定に基づき、	三 八十号 八十号 二 十	 その関係図面は、平成二十一年三月三- うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号	その関係図面は、平成二元うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律道路法(昭和二十七年法律	その関係図面は、 に道路の供用を問 道路法(昭和二十 上整#	う 道路 道路
(大)近年(大)近空27)東併二事に10名		7 3 7		0		番一地先まで	町一〇五八	浜字南側上	同町大字赤!	新 	
百首を介(なる重なと)を監備しました。	也方寺宦道各	. H	10.1111	九 五	地先から同郡	大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一一七九番一地先から同郡	字南側下町	町大字赤浜	大里郡寄居	l III	
備) 長	びメートル	・トル)の幅員	一 敷 地 の	間				区	旧 新 別	旧

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

旧

旧

新

平成二十一年三月三十 一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長

小

Ш

倫

正

考

道路の種類 一般国道

路 道路の区域 線 名 一百五十四号

三新別 町大字桜沢字南二九四三番一地先まで大里郡寄居町大字桜沢字上ノ原二八五1 X 三番 一地先から同郡同 間 敷 <u>H</u>. · · · ○ ∫ X 地 1 0) 二七・〇四 ŀ 五三 幅 ル 員 (延 X 1 七七・三四 ŀ ル ○ 長 道路法第二十四条に基づく承認工事による右折帯設置で 備

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

路

線

名

供

用

開

始

 σ

区

間

供

用

開

始

0)

期

日

備

考

百 Б.

+ 兀 号

町大字桜沢字南二九四三番

一地先まで

大里郡寄居町大字桜沢字上ノ原二八五三番

一地先から同郡同

平成二十一年三月三十一日

部分に限る。)

延長一七七・三四メートル。

(ただし、関係図面に表示する

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日 埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 Ш 倫 正

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する

平成二十一年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 Ш 倫 正

(21	平3月3	I II	(火曜日)	巧	工 示	羊以		亏外 界 5	9万
		1	うり場				う場		
	葛	路	その関係図面は、平成二十一年三月三十うに道路の供用を開始する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号		本	路	その関係図面は、平成二十一年三月三十うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)	中	路
	飾 吉		関路法 越 係の み谷		庄		関路法 <u>熊</u> 係の <u>み</u> 谷	瀬	
	Ш	線	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		妻	線	図供明 H	普 済	線
	松 伏		は、		沼		田 市 二 整	寺	
	線	名	 (昭和二十七年法律第百八十号) (昭和二十七年法律第百八十号) (昭和二十七年法律第百八十号)		線	名	除図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備の供用を開始する。(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 <mark>合県土整備事務所長告示第十四号</mark>	線	名
ź	番吉		平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路既始する。七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ唱事務所長告示第十九号		一 深		平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路)始する。 -七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ 事務所長告示第十四号	番 深	
-	二 川 触 市	711.	十 ° 律 長 -		番谷一市	///	十 ° 律 長 一 第 告	- 谷 地 市	,,,
	地 市中川台 で	供	年 音		番一地先まで	供	年 音 示	地先まで	供
	で円	用			まで	用	月十二	で島字	用
	○ 番	/13	十		中南	/13	二	中 南	/13
	抽	開	一 第 日 十		九六	開	│ 一 第 │ 日 十	七六	開
	先か		か ら 条		番		か ら 条 、	番 五	
	ら 同	始	三 第 十	}	地 先	始	第二条	地先	始
	市大		〒一日から三十日間埼玉県県土整備第十八条第二項の規定に基づき、	}	から		一百 項 ~~	から	
	字平	の	場場が	}	同 市	0	場場が	 市	の
	·沼 字	区		}	血洗	区		血洗	区
	町西		県 基 十 ゔ	}	島字		県 基	島字	
	側一	間	整き、	}	中南	間		中 南	間
	番一地先まで吉川市中川台四〇番一地先から同市大字平沼字町西側一一三吉川市中川台四〇番一地先から同市大字平沼字町西側一一三		部 次 道 路 よ	}	一番一地先まで 深谷市血洗島字中南九六番一地先から同市血洗島字中南一六		開 部 次 の よ 路 よ	番一地先まで深谷市血洗島字中南七六番五地先から同市血洗島字中南七三	
			題 の 路 よ 	}			題 よ 		
	平成二十一年三	供田	環暗	}	平成二十一年三	供田田	環	平成二十一年三	供用
	<u>+</u>	用開	平課	}	+	用開	平課	+	用開
	年三	始	成立な	}	年三	始	成び	年三	始
	<u>月</u>	<i>(</i>)	十 埼 - 王	}	<u> </u>	Ø ###	十 埼	月三	Ø
	月三十一日	期日	年 県 三 越	}	月三十一日	期日	年 県	月三十一日	期日
	日		環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。	}	日		- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	日	
延長	る 平 道 成		十土	}	部 延分 長		十十十	分延に長	
	る道路区域の一部供用開始である。平成九年六月二十七日付け埼玉県生	備	埼 日 備	}	部分に限る。)	備	埼 日 備	分に限る。) 延長八三・○○メートル。	備
11111 .00	域カ		埼玉県越谷県土整備事務所長日		る。 。 。		埼玉県熊谷県土整備事務所長日 おいて一般の縦覧	<u> </u>	
	一 三 部 十		越 所 谷 に		六〇		熊 所 谷 に) X	
O m	供七用日		県 お 十 い		ў 1		県 お 十 い	1	
""	開付給		整て		ا		整で	ル。	
	和である		事般				事般	7	
	る。		務 の 所 縦		(ただ			だした	
			長覧に		し、		長 覧 に	U	
	鬼 九 云		小供する		関		小供する	 	
	五		倉 る。		(K)		川 る。		
	十四日	- I y	_		面に土	-t-v	倫	に 表	 -#x:
	る道路区域の一部供用開始である。平成九年六月二十七日付け埼玉県告示第九百五十四号におけ	考	夫		(ただし、関係図面に表示する	考	正	(ただし、関係図面に表示する部	考
	おけ				する			a 部	
			4				i		

区域を次のように変更する。

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉

夫

道路の種類 県道

路 線 名 吉場安行東京線

道路の区域

新	旧	旧新別
五六四番三地先まで	草加市柳島町字助三郎八番地二地先から同市谷塚上町字大沼	区間
二三: 005	一〇・〇七~	(メートル)敷 地 の 幅 員
= = -{ :		(メートル)長
丸ブ朱気蓮跖(往跖) 整備口事	了上寸子上注了女子(注写女子) 女是出来	備
		考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長

小

倉

夫

道路の種類 県道

路 線 名 川口草加線

道路の区域

新	IΒ	旧新別
五四二番二地先まで	草加市柳島町字道通八七五番二地先から同市谷塚上町字大沼	区間
二八・〇〇~	八. 一五. 一四. 二.	(メートル)敷 地 の 幅 員
= -1 -1 - - ((メートル)
おブキ気減距(役足) 塞併二書	了关了已经了各个(2012年) 女是用	備
		考

平成二十一年三月三十一日

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一

般の縦覧に供する。

道路の

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平 井 順

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路 道路の種類 県道

三 路 道路の区域 線 名 下早見菖蒲線

新	旧 B	旧 A	 旧 新 別
B 同町大字菖蒲字寺田三七二五番一地先まで	南埼玉郡菖蒲町大字三箇字沼新田二九〇八番三地先から同郡	町大字菖蒲字寺田四九五三番八地先まで南埼玉郡菖蒲町大字三箇字早川二六七八番一地先から同郡同	別 区 間
		一八・○○~	(メートル)敷 地 の 幅 員
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		一二八六・九〇	(メートル) 長
	で予定。 旧Aの一部については、四		備
	四月一日付けで菖蒲町に引き継		考

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十一年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平

井

順

道路の種類 県道

路 首各り玄或 線 蓮田杉戸線

	環境
<u>;</u>	課及
	び埼玉県杉戸県土整備事務所におい
	務所において
j	一般の縦覧に供する。
敷	
地	
の	
幅	
員	决 一
延	道路の区域
長	

新 B	旧 B	IН А	旧新別
番一地先まで	蓮田市東三丁目四三四五番二六地先から同市東三丁目八六六 一六・〇〇~	一地先まで 蓮田市東一丁目四三四七番二地先から同市東三丁目八六六番	区間
一八:	一 六 ・ ○ ○ く	五、五〇~	(メートル)敷 地 の 幅 員
# # # *	-	<u> </u>	(メートル)長
	定。 旧Aは平成二十一年四月一日付けで蓮田市に引き継ぐ予		備
	田市に引き継ぐ予		考

埼玉県公安委員会告示第83号

車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習(以下「講習」という。)を次の 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する放置

> とおり実施する。 平成21年 3 月31日

埼玉県公安委員会委員長 팯 氉 邦 营

(1) 第1回

講習の期日

講習1日目 平成21年5月26日 (火) 午前9時00分から午後5時50分までの

講習2日目 平成21年5月27日 (水) 午前9時00分から午後5時50分までの

噩 修了考査 平成21年6月3日 (水)午前9時30分から午後2時00分までの

(2) 第2回

講習1日目 平成21年6月18日 (木) 午前9時00分から午後5時50分までの

講習2日目 平成21年6月19日(金)午前9時00分から午後5時50分までの

修了考査 平成21年6月26日(金)午前9時30分から午後2時00分までの

講習の場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1600番地

埼玉県県民活動総合センタ

受講者予定数

セッナーホール

第1回120人、第2回150人(各回とも申込受付順)

講習の概要

<u>(1)</u> 放置車両の確認等に関する技能及び知識について1日7時間の講習を2日間

修了考査は正誤式50間で、合格基準は正答率90パーセントである

了証明書を交付する 講習の課程を修了 (修了考査に合格)した者には、駐車監視員資格者講習修

申込方法

次により、申込みの予約を行った後に本申込みを行うこと

(1) 申込みの予約

予約方法

郵便往復はがきに必要事項を記載し、郵送すること。

受付期間

らなる。 平成21年4月1日(水)から4月7日(火)までの間(期間内消印有効)

ただし、受付期間中であっても定員数になり次第締め切るものとする

か あて先

〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地 5

埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター

往信はがきの記載事項

Н

第2希望)、住所、氏名及び電話番号を記載すること 裏に講習名「駐車監視員資格者講習」、希望する講習の回 (第1希望及び

なお、第2希望がない場合は、第2希望の記載を要しない。

4

復信はがきの記載事項 表に住所、郵便番号及び氏名を記載し、裏は記載しないこ

Ł

予約が受け付けられた旨又は受け付けられなかった旨を復信はがきで通知

する。なお、復信はがきは、平成21年4月14日(火)までに発送する

(2) 本申込み

受付期間

までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。) 26日(日)及び4月29日(水)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分 平成21年4月20日 (月) から4月30日 (木) まで (4月25日 (土)、4月

受付場所

埼玉県内の各警察署交通課

ひ 必要書類等

原則として受講者本人が次の書類を持参し、提出すること。

予約受付の通知はがき

県警察ホームページで配布 駐車監視員資格者講習受講申込書(埼玉県内の各警察署交通課及び埼玉

cm・横2.4cmの写真1枚(裏に氏名及び撮影年月日を記入したもので、カ ラー、白黒を問わない。) 本申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、総3.0

Н

横田じゅ

んいち後援会

忽滑谷周司

郷

市

医

師

連

盟

藤木照治とまちづくりをすすめる会

地 関 遠

域

未

来

研

究

会

三浦 藤木

照治 和也

藤木

千夏

谷

ま

な

み

後

会 会

関谷真奈美

関谷

茂 篤

二浦奈都美

藤

勝

 \equiv

後

援 援

賢

番場

13

政

治団体

O

 Ξ

- \mathcal{P}
- 金額
- 19,000円
- 納入時期 本申込みの時
- Ø

Ð

納入方法

埼玉県証紙を駐車監視員資格者証関係手数料納付書に貼付して納入す

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 印鑑

6

注意事項

駐車監視員資格者証の交付を受けるには、講習の課程を修了(修了考査に合格)

の交付申請(手数料9,900円)が必要であるが、欠格事由(道路交通法第51条の できない。 13第1項第2号)に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることは し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた上で、駐車監視員資格者証

講申込書の裏面を参照すること なお、欠格事由については、道路交通法を確認するか駐車監視員資格者講習受

問い合わせ先

軍話 埼玉県警察本部交通部交通指導課 048 (772) 5410 (直通) 放置駐車対策センタ

埼玉県選管告示第四十五号

次の政治団体から設立の届出があった。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一 項の規定により、

平成二十一年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長

加

藤

憲

(平成21年2月1日~2月28日受理分。 記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

ながわ晴彦後援会 名称 代表者の氏名 章次

土橋

稲川 智美

会計責任者の氏名

主 た る 事

さいたま市西区高木三一〇一二 メゾン深井三〇一 務 所 0) 所 在 地

狭山市水野六六〇—二三 入間市上藤沢二四七—一二 北葛飾郡栗橋町高柳一七三〇―三

入間市仏子一一五七 三郷市栄二―一八一 サンビレッジ仏子D―一〇二

中沢 森野 一英

人間市野田六七七

埼玉県選挙管理委員会委員長 加 藤

憲

次の政治団体から異動の届出があった。 (平成21年2月1日~2月28日受理分。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)

記載順序は五十音順。)

第七条第一

項の規定により、

政党の支部

埼玉県選管告示第四十六号

平成二十一年三月三十一日

平成

干

年

月

平成二十 平成二十

年 年 年 年

月

月 月

四日 六日

平成二

十

年

月

平成 平成 平成

十三日 十三目

十 $\overline{+}$

月

十

年

月

九日 日

届

出

年

月

<u> </u>	区成	रै2	1 年	3 ,	月3	3 1	日(火胆	翟日)			埼	Ξ	£	県	<u>Į</u>	報									<u> </u>	号外	·第 (9号	
点 正 石	一新農吹研究会				新藤義孝後援会	新世代政経懇話会	市民と協働のまちづくり推進会議	しぶや実後援会	コミネフミオ好縁会	小島敏男後援会	幸友会田島照幸後援会		一元気で住みよい加須市をつくる会	北足立郡市医師連盟				岡しげお後援会	岡さんを後押しする会	伊利仁後援会	池田よしあき後援会		生き活きネットワーク鶴ヶ島	政治団体の名称	二 その他の政治団体	日本共産党埼玉県委員会	自由民主党嵐山支部	自由民主党宮代支部	自由民主党さいたま市電業支部	新党日本埼玉県第一支部	政治団体の名称
会計責任者	代表者	公職の種類	公職の候補者の氏名		国会議員関係政治団体の区分	会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	名称	会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	会計責任者		主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	異 動 事 項		会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	異 動 事 項
下部 山	山崎幸夫				国会議員関係政治団体以外の政治団体	笠 原 誠 二	坂戸市竹之内二〇一	髙橋輝	コミネフミオ好縁会	小 島 正 泰	上尾市西門前二七一	堀 江 健二郎	大島 敏 夫	内田治	パークシティ白岡B─三○一	南埼玉郡白岡町小久喜六七五——	武 藤 達 也	中島勝利	武 藤 達 也	坂戸市竹之内二〇一	池田正一	鶴ヶ島市富士見二―七―九	高 橋 清 美	新		並木武雄	藤野幹男	庄 司 博 光	川合昭	須山阜知	新
口目徹力	山田加蔵	衆議院議員	新 藤 義 孝	国会議員関係政治団体	: 法第十九条の七第一項第二号に係る	小 林 稔	坂戸市日の出町一〇―四	山崎正治	コミネフミオ後援会	斉 藤 弘 昭	上尾市上六一—二	杉本善一	岩田恒巳	豊田晶雄		南埼玉郡白岡町下大崎一五一四―三	岡 郁子	本 澤 晴 美	中島勝利	坂戸市日の出町一○─一	池田泉	鶴ヶ島市富士見一―八―二〇―一〇二	山本公子	Ш		関口洋次	村田広宣	中野誠	郡司欣則	山中常弘	ΙΗ
<u>-</u>)	平成二十一年 二月 十日	同	同) 平成二十一年 二月 三日	平成二十一年 二月 九日	平成二十一年 二月 四日	平成二十一年 二月 五日	平成二十一年 二月 十二日	平成二十一年 二月 九日	平成二十一年 二月二十六日	同	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月 六日		同	同	平成二十一年 二月 九日	平成二十一年 二月 九日	平成二十一年 二月 四日	平成二十一年 二月 四日	同	平成二十一年 二月 十二日	届出年月日		平成二十一年 二月 十六日	平成二十一年 二月二十七日	平成二十一年 二月二十五日	平成二十一年 二月二十七日	平成二十一年 二月二十五日	届出年月日

平成21年3月3	1 日(火曜日)	埼 🗦	玉 県	幸	号外第9号
なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が 問記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した 別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した 別記ーの政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した	木茂入間地区後援州まさゆき後援	三浦和也後援会まちづくり研究会堀江よしはる後援会細田 徳治後援会	ネットワーク三 芳日本を考えるMC埼玉会	入 21 南地方主市方主権の 会会	「 チ ー ム 白 川 」 鈴 木 み つ お 後 援 会 そ え の ふ み 子 後 援 会 で ま つ お 後 援 会 会 の い み 子 後 援 会 の か み ア か か か か か か か か か か か か か か か か か
同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出ががあった。 政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、管告示第四十七号	主たる事務所の所在地主たる事務所の所在地主たる事務所の所在地	名称主たる事務所の所在地主たる事務所の所在地主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者会計責任者名称名称代表者会計責任者主たる事務所の所在地主たる事務所の所在地	名称 名称 名称 名称
	○ 注入○ 注入<td>三浦和也後援会 入間郡毛呂山町岩井西二―一七―一〇入間郡毛呂山町岩井西二―一七―一〇</td><td>高 木 たみ子田 中 国 煇</td><td>伊藤 幹 夫 一</td><td>坂戸市竹之内二〇一 等 沢 賢 一 赤 藤 寿美子 上遠野 耕 一</td>	三浦和也後援会 入間郡毛呂山町岩井西二―一七―一〇入間郡毛呂山町岩井西二―一七―一〇	高 木 たみ子田 中 国 煇	伊藤 幹 夫 一	坂戸市竹之内二〇一 等 沢 賢 一 赤 藤 寿美子 上遠野 耕 一
		三浦和也サポーター倶楽部入間郡毛呂山町岩井二三二九入間郡毛呂山町岩井二三二九戸田市氷川町一―一四―八	井 谷 伸 枝 子	白川秀嗣 治 初 江 遊谷市下間久里四七七─一二 変える!クラブ で 元 林 蔵 池 田 泉 戸田市氷川町一―一四―八	白川秀嗣を支える市民の会 端 明 治 副 部 明 治 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第
会委員長 加 藤 憲別記三のとおりその要旨を公表す	一年 年 年 年 三 三 月 月 月 十 十 十	平成二十一年 二月 四日平成二十一年 二月二十七日平成二十一年 二月二十七日	- -		平成二十一年 二月 工月 平成二十一年 二月二十四日 平成二十一年 二月二十四日 平成二十一年 二月 二日 二日

(2) 支 出 総 額 2,620,022円 2 収入・支出の内訳 (1) 支 出 の 内 訳 ア 経 常 経 費 865,000円 (イ) 光 熱 水 費 235,560円 (ウ) 備品・消耗品費 227,751円 (ロ) 事 務 所 費 392,361円 イ 政治活動費 899,350円	別記三 政治団体の名称 内田全一後援会 報告年月日 平成21年2月5日 (平成20年分) 1 収入・支出の総額 (1) 収 入 総 額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 0円	中 村 公 一 サ ポ ー タ ー ク ラ ブ遠 藤 勝 三 後 援 会 政 治 団 体 の 名 称 その他の政治団体 の 名 称	わ た な ベ 次 郎 後 援 会 で ん の う 泰 治 後 援 会 お く だ 実 後 援 会 内 田 全 一 後 援 会
奥田 実 戸田市議会議員 54,031円 19,267円 34,764円	2,620,022円 0円 0円 0円	平成二十一年 二月 十二日平成二十一年 二月 十三日届 出 年 月 日	平成二十一年 二月二十五日 平成二十一年 二月二十五日 平成二十一年 二月二十四日 平成二十一年 二月二十四日 平成二十一年 二月 十三日

平成2	1年	3,	月3	1	日 (火腿	翟日)			埼	-	¥	県	<u> </u>	報									<u> </u>	号外	第(9号	
政治団体の名称 でんのう泰治後援会 報 告 年 月 日 平成21年2月24日	合 計	(ア) 備品・消耗品費	ア経常経費	(1) 支出の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	報告年月日 平成21年2月13日	合 計	⑦ 組織活動費	ア 政治活動費	(2) 支出の内訳	その他の寄附	(寄附者の名称)	アの治団体からの寄附	〔 客附の内訳〕	合 計	10万円未満の収入	イ その他の収入	a 政治団体からの寄附	(7) 寄 附	ア 寄 附	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支 出 総 額
援会																	(1)	(((±)											
																	34,725円	額)											
	16,802円	16,802円				16,802円	0円	16,802円	16,802円				37,229円	37,229円)(主たる事務所の所在地)			34,764円	39円		34,725円					37,229円
国田田田田田	政治団体の名称 わたなべ次郎後援会		(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成20年分)	報告年月日 平成21年2月25日	政治団体の名称 藤田昇後援会		(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア前年繰越額	(1) 収入総額	1 収入・支出の総額	(平成21年分)	(2) 支 出 総 額	1 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収 入 総 額	1 収入・支出の総額	(平成20年分)
渡辺次郎白岡町議会議員																													
			円0	0円	田0	田0			田0	0円	円0	田0						田0	100円	26,263円	26,263円			円0	田0	26,263円	26,263円		

1 収入・支出の総額 (1) 収 入 総 額 ア 前年繰越額	(2) 支 出 総 額 (平成19年分)		ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支 出 総 額 (平成18年分)	政治団体の名称 遠藤勝三後援会 報告年月日 平成21年2月13日 (平成17年分) 1 収入・支出の総額 (1) 収入 総 額	1 収入・支出の総額 (1) 収 入 総 額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支 出 総 額	(平成20年分) 1 収入・支出の総額 (1) 収 入 総 額 ア 前 年 繰 越 額 イ 本 年 収 入 額 (2) 支 出 総 額 報 告 年 月 日 平成21年2月25日 (平成21年分)
イ 本年収入額 0円 (2) 支 出 総 額 0円 2 収入・支出の内訳	0円 1 水へ・×四の標準 0円 (1) 収 入 総 額 ア 前 年 繰 越 額	1 (2	0円 (平成18年分) 0円 1 収入・支出の総額 0円 (1) 収 入 総 額 ア 前年繰越額	政治団体の名称 中村公一サポータークラブ 資金管理団体の届出をした者の氏名 中 村 公 一 資金管理団体の届出に係る公職の種類 飯能市議会議員 報 告 年 月 日 平成21年2月12日	(平成21年分) 0円 1 収入・支出の総額 0円 (1) 収 入 総 額 0円 ア 前 年 繰 越 額 0円 イ 本 年 収 入 額 (2) 支 出 総 額	イ本年収入額(2) 支出総額0円(平成20年分)0円1 収入・支出の総額0円(1) 収入総額0円ア前年繰越額イ本年収入額(2) 支出総額
30,000円	166,529円	田0	136,529円 136,529円		田 田 田 田 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

平成21年3月3	31 日(火曜日)	埼	玉	県	報			号外第9号
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の提 埼玉県選管告示第四十九号	三 浦 和 也 狭山市議会議員 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。 (平成21年2月1日~2月28日受理分。記載順序は五十音順。) その他の政治団体	埼玉県選管告示第四十八号		(2) 支 出 総 額 2 収入·支出の内訳	ア 前年繰越額 イ 本年収入額	の人様	附政の治	(1) 収入の内訳 ア 寄 附 (7) 寄 附 a 政治団体からの寄附 合 計
の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、 玉県選管告示第四十九号	(R) (宋) (宋) (宋) (宋) (宋) (宋) (宋) (宋) (宋) (宋		***************************************			30,000円	(金 額) (主たる	1
項の規定により、	三二		***************************************	0円	166,529円 30,000円	196,529円		30,000円
平成二十一年三月三十一日	の名称 主たる事務所の所在地 一	平成二十一年三月三十一日	***************************************	(2) 支 出 総 額	ア 前年繰越額 イ 本年収入額	その他の寄附 (平成21年分) 1 収入・支出の総額 (1) 収 入 総 額	附及の治	(1) 収入の内訳 ア 寄 附 (プ 寄 附 a 政治団体からの寄附 合 計
埼玉県選挙管理委員会委員長 加 藤 憲	会委員長 加 藤 憲会委員長 加 藤 憲	<u> </u>			196,529円	30,000円 196,529円	(金 額) (主たる事務所の所在地)	30,000円
	四			<u>日</u>	0 日 日 日	Ĕ	<u>.</u>	Ĭ Ĭ

村 田

実

届出者の氏名 (代表者の氏名)

公職の種類

資金管理団体の名称

おくだ実後援会

その他の政治団体

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、

(平成21年2月1日~2月28日受理分。

記載順序は五十音順。)

埼玉県選管告示第五十号

 \equiv 中

浦

狭山市議会議員 飯能市議会議員 戸田市議会議員

三浦和也サポーター倶楽部

わたなべ次郎後援会

中村公一サポータークラブ

白岡町議会議員

渡

辺

次 和 公

郎 也

ページ

上 段

誤

兀 行

哑

>>

Z | | | \mathbb{I}

N

7

4

勘 严 榅 滏

>>

梅 箝 簭 海

鋞

蚲

 \Rightarrow \Rightarrow

4

埼玉県公安委員会規則第二号

(平成二十一年三月十七日第二千六十四号)

中訂正

(平成21年2月1日~2月28日受理分。 その他の政治団体 記載順序は五十音順。)

届出者の氏名(代表者の氏名)

細

田利 江 徳 快 治仁 治

堀

毛呂山町議会議員

まちづくり研究会

公職の種類 埼玉県議会議員 坂戸市長 21世紀政治経済研究会

仁政会 資金管理団体の名称 異

動

事

主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地

戸田市氷川町一―一四―一七

八間郡毛呂山町岩井西二─一七─一○

新

項

坂戸市竹之内二〇一

坂戸市日の出町一〇―四 旧

平成一

出 年

届 十一年 月 月

四 日 六日

日

戸田市氷川町一― 入間郡毛呂山町岩井二三二九 一四一八 平成二十一年 平成二十 年 二月 二月

平成二十一年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長

加

藤

憲

指定取消年月日

平成二十一年 月 二 十 日

平成二十 平成二十一年 年 平成二十一年 二月

十日

二月二十五日 月三十一日

> 届 出

> > 月

日

平成 平成 十一年 十一年 月 月 十二日

平成二十 十一年 年 一月二十五日 月 四 日

平成一

īF 誤

正

بو	ļij	Ħ	亚
N	幾		
77		'n	
4	駅		
掛	雪	崎	州
以	冰	汝	>>
筗	梅	番	梅

1			
	発		
	人 曜 日	Į	毎週
	・金曜日		
	購	読彩	·金
	(郵便料金を含む。)		一年四万三千四百円
	発	行	者
	○四八一八二四一二一一一(代	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番	埼玉
	表)	番一号	県
	/BA 00/kenpouhome/fr_top.htm	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01	埼玉県報ホームページアドレス
	印	刷	所
	○四八—八六二—二九○一(代表)	さいたま市南区別所三―一―一〇	関東図書株式会社

<u>Fi.</u> 誤 正 $|\mathbb{I}|$ [1] | | | 恒厂 ू 煃 $|\!|\!|\!|\!|\!|$ | | | 辫 鋞 4 鋞 7 鋞 姍 缙 舞 魻 雪 州 福 恶 恶 \Rightarrow > \Rightarrow \Rightarrow X \Rightarrow \Rightarrow >> 簏 番 簏 番 簏 箝 番 番

再生紙を使用しています。